

政策評価に関する厚生労働省の基本目標

《国民の生命や健康を守るための環境づくりを推進する》

I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

《意欲のあるすべての者が働くことができる社会を実現する》

III ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

《安心して子どもを産み育てられる社会を実現する》

VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

《地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する》

VII ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

《国際貢献、科学技術の振興及びIT化の推進を図る》

X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

X II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

《国民に信頼される行政の実現を図る》

X III 国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

平成24年度政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

24年度に実績評価を行ったもの(○) 24年度に総合評価を行ったもの(●)

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	○
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること	
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること	
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること	
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	
4-1	政策医療を向上・均てん化させること	
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	○
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	
5-3	適正な移植医療を推進すること	
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること	
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	○
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	
6-3	医薬品の適正使用を推進すること	
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること	
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	○
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	○
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	

施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
- 10-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照)
- 10-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照)
- 10-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

○

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

○

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること

○

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

- 4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
- 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策大目標5	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標VI施策目標1-1を参照)
施策大目標6	安定した労使関係等の形成を促進すること
6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標7	個別労働紛争の解決の促進を図ること
7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策大目標8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事
施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標Ⅵ

男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	○
施策大目標2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	
2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	○
2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	○
2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	○
施策大目標3	子ども及び子育て家庭を支援すること	
3-1	子ども及び子育て家庭を支援すること	
施策大目標4	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	
4-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること	
施策大目標5	母子保健衛生対策の充実を図ること	
5-1	母子保健衛生対策の充実を図ること	
施策大目標6	ひとり親家庭の自立を図ること	
6-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること	

基本目標Ⅶ

ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	
1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	○
施策大目標2	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
施策大目標3	災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	
3-1	災害に際し応急的な支援を実施すること	
施策大目標4	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	
4-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	
施策大目標5	戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	
5-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	
5-2	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	
5-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	
5-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	

基本目標Ⅷ

障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

○

基本目標Ⅸ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
1-1	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること
1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること
1-3	企業年金等の健全な育成を図ること
1-4	企業年金等の適正な運営を図ること
施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

○

○

基本目標Ⅹ

国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること
1-2	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
2-1	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
2-2	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
2-3	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
2-4	外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅠ

国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策大目標3	厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)
3-1	感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標5-1を参照)
3-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標5-2を参照)
3-3	バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標8-1を参照)
3-4	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標10-2を参照)
3-5	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標 II 施策目標1-1を参照)

※再掲:基本目標X I 施策中目標3-1~5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

基本目標X II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)
2-1	医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること(基本目標 I 施策目標3-1を参照)
2-2	レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標 I 施策目標9-1を参照)
施策大目標3	その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)
3-1	仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標III施策目標4-1を参照)
3-2	求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標IV施策目標1-1を参照)
3-3	女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標VI施策目標1-1を参照)

基本目標X III 国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標1	情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること
1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと
1-2	省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底すること
施策大目標2	職員の育成と職場環境の改善を図ること
2-1	次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること
2-2	省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること
2-3	職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること
2-4	政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

実績評価書

(厚生労働省24(I-1-1))

施策目標名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標 I-1-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画に基づく医療連携体制を構築すること ・救急医療体制を整備すること ・周産期医療体制を確保すること ・小児医療体制を整備すること ・災害医療体制を整備すること ・へき地保健医療対策を推進すること ・病院への立入検査の徹底 ・在宅医療・介護を推進すること 							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>○医療法(昭和23年法律第205号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める ・都道府県は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされています。 <p>○消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされています。</p> <p>○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)医療提供体制確保対策費: 医療提供体制確保対策に必要な経費(一部) 医療提供体制確保対策の推進に必要な経費(一部) [平成24年度予算額: 4,492,936千円のうち一部]</p> <p>(項)医療提供体制基盤整備費: 医療提供体制の基盤整備に必要な経費(一部) ※24年度当初予算の一部に「予算額の内数」事業あり(予算全額を計上。) [平成24年度予算額: 30,027,043千円]</p> <p>(項)医療従事者資質向上対策費: (一部) [平成24年度予算額: 16,028,963千円のうち一部] 東日本大震災復興特別会計</p> <p>(項)医療提供体制確保対策費: [平成24年度予算額: 1,048,128千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	28,071,658	40,446,628	37,589,766	30,760,330	35,410,660	41,802,877
		補正予算(b)	0	122,210,109	48,500	1,308,429	0	
		繰越し等(c)	0	0	394,835	728,460	0	
		合計(a+b+c)	28,071,658	162,656,737	38,033,101	32,797,219	35,410,660	
	執行額(千円、d)		20,716,408	151,453,475	35,429,714	30,426,490		
執行率(%、d/(a+b+c))		73.8%	93.1%	93.2%	92.8%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-		-		

測定指標	指標1 自宅で死亡する者の数	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		150,783	144,771	141,955	150,783	集計中		前年度以上
	年度ごとの目標値		-	144,771以上	141,955以上	150,783以上		
	指標2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		11.4% 7.1%	10.4% 6.2%	11.4% 7.1%	11.4% 6.9%	集計中		前年度以上
	年度ごとの目標値		-	10.4%以上 6.2%以上	11.4%以上 7.1%以上	11.4%以上 6.9%以上		
	指標3 周産期死亡率(出産1,000対)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		4.2	4.3	4.2	4.2	集計中		前年度以下
	年度ごとの目標値		-	4.3以下	4.2以下	4.2以下		
	指標4 幼児(1~4歳)死亡率(人口10万対)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		21.2	22.3	21.2	22.1	集計中		前年度以下
	年度ごとの目標値		-	22.3以下	21.2以下	22.1以下		
	指標5 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	次回調査年度
		62.4%	-	62.4%	66.2%	-		前回調査以上
	年度ごとの目標値		-	-	62.4%以上	-		
指標6 無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	基準値	実績値					目標値	
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度	
	22,645	24,001	22,645	26,834	集計中		前年度以上	
年度ごとの目標値		-	24,001以上	22,645以上	26,834以上			
指標7 病院の立入検査における検査項目に対する遵守率	基準値	実績値					目標値	
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度	
	97.8%	97.3%	97.8%	集計中	集計中		前年度以上	
年度ごとの目標値		-	97.3%以上	97.8%以上	集計中			

	有効性の評価	<p>地域における医療連携体制の構築について、国では、診療報酬での対応に馴染まない、診療行為と直接関連しない費用、個々の医療機関の特性等により、診療報酬で賄いきれなかった費用、地域特性から特に必要となる費用等について、予算措置等により支援しており、以下のような予算措置等の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制推進事業費補助金により、都道府県が策定する医療計画に基づく、救急医療対策、周産期医療対策等の事業を実施するため、救命救急センターや新生児集中治療室(NICU)に対する支援といった、医療施設等の運営及び設備整備等に必要な経費について財政支援を行い、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図った。(指標1～4) ・災害時における医療対策については、平成21年度に医療施設耐震化臨時特例交付金により基金を創設し、災害拠点病院等の耐震化を実施した。(指標5) ・へき地医療対策の総合的な企画・調整等を行う「へき地医療支援機構」に対する運営経費の支援を実施するなど、へき地における医療提供体制整備の支援を行った。(指標6) ・病院への立入検査の結果を迅速かつ正確に報告・集計するため、都道府県等からの報告システムを構築し、立入検査項目の遵守状況等の把握等を行い、各都道府県等に対して情報提供、留意事項の周知徹底等を行った。(指標7) <p>これらの取組により、指標5については引き続き取組の成果を見守る必要があるものの、各指標について、平成22年度までの傾向として、概ね改善傾向又は前年度と同水準にあることから、本施策は一定程度有効と考えられます。</p> <p>平成23年度においても、施策目標の達成が期待されます。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>地域医療提供体制の整備にあたっては、各都道府県が地域ごと・疾病事業ごとの医療ニーズや医療資源の現状などの実情に応じて中期的な施策の方針を定める医療計画を作成し、当該計画に基づいて地域の実情に応じた必要な医療機能の整備を図っていく仕組みとなっており、国では、地域において必要な医療提供体制の構築を促す観点から、予算措置等により支援しています。</p> <p>具体的には、国は、都道府県が作成する医療計画に基づく事業計画により、各都道府県が裁量をもって弾力的かつ計画的に医療提供体制を整備することを、様々なメニューからなる医療提供体制推進事業費補助金により支援しています。また、各都道府県が提出した補助申請について、国が各申請に係る事業の必要性等を踏まえ最終的な補助対象を決定する仕組みの補助によっても支援をしています。</p> <p>その結果として、上記のとおり一定の成果も確認されていることから、医療提供体制の整備に向けた効率的な予算執行が行われているものと考えています。</p>
	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】</p> <p>急速な少子高齢化、医療技術の進歩、国民の医療に対する意識の変化等、医療を取り巻く環境が変化する中で、限られた医療資源の有効活用による、質の高い医療を実現する必要が生じています。このため、地域の医療機関が機能分化と連携を図り、急性期から回復期を経て維持期に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する体制を引き続き整備することが重要となります。</p> <p>そのためには、都道府県が策定する医療計画に基づき、四疾病五事業に対応した医療連携体制の構築を進める必要があるところ、各事業の実施により、測定指標について平成22年度までの傾向として、概ね改善傾向又は前年度と同水準にあり、本施策は有効性があると考えられ、かつ、各種国庫補助等による都道府県の取組への支援により、効率的な施策目標の達成が図られています。</p> <p>しかしながら、依然としてへき地等における医師の確保、救急患者の円滑な受け入れの問題等への対策が必要であり、また少子高齢化等の一層の進展等を踏まえると、より効率的で質の高い医療の実現を図る必要があります。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>施策の有効性・効率性は一定程度評価されるものの、平成23年度においても、施策目標の達成が期待されており、引き続き施策の有効かつ効率的な実施に努める必要があります。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・救急医療及びへき地医療関係。医療機関へのアクセス強化を図るため。 ・在宅医療関係。在宅医療を推進していくため。
	税制改正要望について	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設等の税制改正要望を検討します。検討の詳細は、別途作成する租税特別措置に関する政策評価書を参照ください。
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第1回政策評価に関する有識者会議 医療・衛生WG(平成24年7月30日)で以下のご指摘がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1(自宅で死亡する者の数)については、人数ではなく、死亡者総数に占める割合とする方が適当ではないか。 →25年度計画策定時における指標設定の参考とします。 ・施策を何も講じなくとも、自然に改善しうると考えられる指標が含まれている。指標を設定する際には、ロジックモデル(政策目的、実現手段、当該手段による効果)を明確にして検討すべきではないか。 →25年度計画策定時における指標設定の参考とします。 ・医療体制の整備においては、診療報酬による寄与が非常に大きいですが、これと比較して、補助金を活用することの効果(有効性)と、その手段が適切かどうか(効率性)を評価すべきではないか。 →ご指摘を踏まえ評価書の記載を修正しました。
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ・人口動態調査(指標1, 3, 4関係) URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html ・「救急・救助の現況」(総務省消防庁)(指標2関係) URL:http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231216_1houdou/02_houdoushiryou.pdf ・「救急医療の今後のあり方に関する検討会」URL:http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/s0730-21.html ・「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」(平成21年3月報告書) URL:http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0305-7.html ・「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」(平成21年7月中間取りまとめ) URL:http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/s0708-3.html ・「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」(平成20年度中央防災会議決定) URL:http://www.bousai.go.jp/chubou/22/shiryo4-2.pdf ・「へき地保健医療対策検討会」(平成22年3月報告書)URL:www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/s0401-4.html ・関連事業の行政事業レビューの掲載URL http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h24_gyousei_review_sheet/pdf/0010.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0021.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0022.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0023.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0024.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0025.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0026.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0027.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0028.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0029.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0040.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0044.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0045.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0098.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0003.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0068.pdf
----------	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	指導課長 井上誠一	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-----------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(I -5-1))

施策目標名	感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標 I -5-1)							
施策の概要	本施策は、公衆衛生の向上及び増進を図るために実施しています。 具体的には、感染症の発生やまん延を防止するため、感染症患者への医療の提供や、予防接種施策の推進、肝炎対策の推進等に取り組んでいます。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【施策の背景】 国内の衛生水準や医療水準の向上により、かつてに比べ多くの感染症が克服されてきた一方、肝炎や結核などの感染症には今なお多くの人が感染していることや、新型インフルエンザなど新たな感染症が発生する可能性があることを踏まえ、引き続き感染症の発生・まん延を防止する取組みを進めていく必要があります。</p> <p>【施策の枠組み】 ○ 感染症対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、検疫法(昭和26年法律第201号)等に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を講じることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図っています。 ○ 予防接種施策については、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれなどがある疾病の発生及びまん延を予防するために、市町村が予防接種を行うとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図っています。 ○ 肝炎対策については、肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に基づき、対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することとしています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費(全部)[平成24年度予算額:59,839,231千円] (項)検疫所業務等実施費(全部)[平成24年度予算額:669,347千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	27,074,928	25,600,031	30,226,263	26,899,370	60,508,605	82,411,998
		補正予算(b)	37,865,241	20,719,696	108,536,131	103,591,669	0	
		繰越し等(c)	0	45,594,368	23,553,514	7,135	0	
		合計(a+b+c)	64,940,169	91,914,095	162,315,908	130,498,174	60,508,605	
	執行額(千円、d)	32,922,076	57,004,664	139,015,315	120,498,544			
執行率(%、d/(a+b+c))	50.7%	62.0%	85.6%	92.3%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数	基準値	実績値				目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
		32	26	29	31	32		47
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	指標2 予防接種の接種率	基準値	実績値				目標値	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	(麻しん)	94.5%	86.9%	86.9%	88.2%	集計中		おおむね95%
	(風しん)	94.8%	86.9%	87.0%	90.1%	集計中		おおむね95%
	年度ごとの目標値		おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%		
	指標3 結核患者罹患率の推移	基準値	実績値				目標値	
		23年	20年	21年	22年	23年	24年	27年
		-	19.4	19	18.2	17.7		15
	年度ごとの目標値		18	18	18	17.6		
	指標4 都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数	基準値	実績値				目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
		-	-	-	-	32		47
	年度ごとの目標値		-	-	-	47		
	指標5 予防接種法の改正作業		施策の進捗状況(実績)				目標	
			平成24年5月23日の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」が取りまとめられ、できるだけ早期に予防接種法の改正法案を国会に提出できるよう検討や関係者との調整を進めています。				24年度	
							改正法案を国会に提出	

<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>有効性の評価</p>	<p>○感染症対策については、新型インフルエンザ等の感染症患者への医療提供を担う第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県の数(指標1)について、平成23年度までは年度ごとの目標値を予め設定していないため、目標に対する達成度は評価できませんが、毎年度箇所数は増加しており、医療機関への設備の整備や維持管理に関する各種補助制度が有効であったと評価できます。なお、平成24年度以降は毎年3箇所ずつ箇所数を増加させる目標を立て、平成28年度には全都道府県で設置されることを目指します。</p> <p>また、直接服薬確認療法(DOTS)の推進により、結核患者罹患率(指標3)が減少しているものの、平成23年までにおいて目標値に到達していません。要因としては、高齢者や外国籍患者等のハイリスクグループの中で、患者数減少率の鈍化が見られたことなどが考えられます。</p> <p>○予防接種については、接種率(指標2)が、平成22年度までにおいて、麻しん・風しん共に前年度以上の実績を上げており、麻しん対策推進会議の定期的な開催や予防接種に関する情報発信などが有効であったと評価できます。しかしながら、各年度の目標値には達しておらず、これは現在、平成20年度から平成24年度までに時限的に接種の対象としている、中学生、高校生での接種率が相対的に低いことなどが要因であると考えられます。</p> <p>また、いわゆる「ワクチンギャップ」の解消等を目的とした予防接種制度の見直し(指標5)について、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で、平成24年5月23日に「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」が取りまとめられ、これを踏まえて改正法案の国会提出に向け検討や調整を進めています。</p> <p>○肝炎対策については、平成23年5月に策定された肝炎対策の推進に関する指針において、都道府県において肝炎対策に関する計画を策定することが望ましいとされました。平成23年度の都道府県における計画の策定数(指標4)は32都道府県となっています。平成23年度の目標値に達していない要因としては、指針の策定が平成23年度であったことから、十分な検討時間が確保できていない都道府県があることなどが考えられます。</p>
	<p>効率性の評価</p>	<p>○感染症対策については、感染症指定医療機関に関する補助を行っており、近年の予算額が同水準であるにもかかわらず、第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数は年々増加していることから、効率的な取組みが行われていると考えられます。</p> <p>また、結核対策については、結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)等に補助を行っており、この予算額が同水準であるにもかかわらず結核患者罹患率が減少していることから、効率的な取組みが行われていると考えられます。</p> <p>○予防接種については、HPなどの安価な手段で普及啓発に取り組んでおり、これが疾病への罹患による社会的損失や医療費の削減につながることから、効率的に実施できたと考えられます。</p> <p>○肝炎対策については、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築を行っており、これが肝炎患者の早期発見・早期治療に資することから、効率的に実施できたと考えられます。</p>

	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>○感染症対策について 【現状分析】 感染症患者への医療提供体制の整備は着実に進んでおり、国の各種補助制度が有効に機能していると考えられますが、第一種感染症指定医療機関がまだ設置されていない都道府県もあり、引き続き体制整備に向けた支援が必要です。 【今後の方向性】 第一種感染症指定医療機関について、全都道府県での設置を目指して引き続き運営費等の補助を行うとともに、未設置の都道府県と打ち合わせを行うなどして指定の働きかけを続けていきます。</p> <p>○結核対策について 【現状分析】 結核患者の罹患率は減少が続いており、結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)などの取組みが有効に機能していると考えられますが、現在も年間約2万3千人が新たに結核患者となっており、引き続き対策を推進していく必要があります。 【今後の方向性】 引き続き、補助金等により、都道府県等が行う高齢者対策を含めた取組を支援するとともに、ホームページ掲載等を通じて、医療関係者や、高齢者及びハイリスクグループも含めた国民への早期受診の呼びかけなどを行っていきます。</p> <p>○予防接種について 【現状分析】 予防接種法に基づく予防接種で概ね高い接種率が維持されており、市町村に加え、国による普及啓発等が有効に機能していると考えられますが、目標達成に向け、引き続き施策を推進していく必要があります。 【今後の方向性】 麻しんについては、重点的な対策が必要であることから、予防接種も含めた麻しん対策の新たな方向性を示せるよう「麻しんに関する特定感染症予防指針」の見直しの検討を進めているところであり、この検討を踏まえ対策を講じていきます。また、予防接種制度の見直しについては、予防接種部会の第二次提言等を踏まえ、できるだけ早期に改正法案を国会に提出できるよう、引き続き検討や市町村等関係者との調整を進めていきます。</p> <p>○肝炎対策について 【現状分析】 肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、引き続き対策を推進する必要があります。 【今後の方向性】 都道府県において、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村の連携による肝炎対策を推進することが必要であり、国としても引き続き支援していきます。</p>
--	---	---

<p>評価結果の政策への反映の方向性</p>	<p>予算について</p>	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・予防接種関係。予防接種部会の第二次提言等を踏まえ、予防接種法改正に伴う必要経費を計上したこと等。</p>
	<p>税制改正要望について</p>	<p>測定指標5に関連し、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置について要望を検討します。</p>
	<p>機構・定員について</p>	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。 ・減員 ・増員(予防接種関係。予防接種対策を強化するため。) (予防接種室(省令室)の設置(予防接種行政の体制を強化するため。)) (厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(仮称)の設置(厚生科学審議会感染症分科会を廃止し、予防接種施策全般について科学的な知見に基づき評価・検討する組織を設置するため。))</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第1回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(平成24年7月30日開催)で議論いただいたところ、結核に関する情報提供や高齢者対策の必要性についてご指摘を受け、結核対策の今後の方向性についての記載を修正しました。</p>
------------------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<p>【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a9&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10F03601000099&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 【予防接種法】 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%e6&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S23HO068&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 【肝炎対策基本法】 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a9&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H21HO097&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/03.html (事業番号0101,0107,0111,0118) 感染症指定医療機関の指定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html 麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html 結核登録者情報調査年報集計結果(概況) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/10.html 肝炎総合対策の推進 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/</p>
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>健康局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>結核感染症課長 正林 督章</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	------------	---------------	--------------------------	-----------------	----------------

※肝炎対策関連については、健康局疾病対策課肝炎対策推進室長 北澤潤

実績評価書様式

(厚生労働省24(I-6-1))

施策目標名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること(政策目標 I-6-1)							
施策の概要	本施策は、有効性・安全性の高い新医薬品・新医療機器の迅速な承認審査を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、医薬品・医療機器産業の「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、審査の迅速化等を行うこととされ、また「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においても、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消は喫緊の課題であることとされています。</p> <p>また、平成23年6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部第6回成案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消等について、諸改革を行うこととされています。さらに、「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)においても、審査等の迅速化・高度化等を促進することとされています。</p> <p>※「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいいます。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医薬品承認審査等推進費(全部)[平成24年度予算額:2,046,211,000円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	756,455	688,034	1,581,129	802,655	2,046,211	3,843,124
		補正予算(b)	△17,481	1,660,953	172,461	0		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	738,974	2,348,987	1,753,590	802,655		3,843,124
	執行額(千円、d)	625,783	2,263,830	1,655,310	709,916			
執行率(%、d/(a+b+c))	84.7%	96.4%	94.4%	88.4%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略 ・経済財政改革の基本方針2007	・平成19年4月26日 ・平成19年6月19日	・医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導くとともに、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供することを目標とする。 ・「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を着実に実施する。					

測定指標	新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	15.4か月	11.9か月	9.2か月	6.5か月		9か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	新医薬品(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	22.0か月	19.2か月	14.7か月	11.5か月		12か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	28.8か月	13.9か月	15.1か月	4.3か月		10か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	新医療機器(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	14.4か月	11.0か月	16.5か月	9.7か月		14か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	ドラッグ・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		—	28か月	24か月	14か月	集計中		0
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
デバイス・ラグの解消	基準値	実績値					目標値	
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	—	23か月	36か月	22か月	集計中		0	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

※デバイス・ラグの数値については、新医薬品と比較して新医療機器として承認される品目数が少なく増減が多くなること、また、世界で先行して承認されている未承認医療機器の掘り起こし(申請の促進)による申請ラグの顕在化(長期化する傾向があること)に留意が必要です。

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>【総審査期間の短縮】 新医薬品の総審査期間は、平成23年度時点で優先審査品目及び通常品目ともに目標値を達成しています。 新医療機器の総審査期間は、平成23年度時点で優先審査品目及び通常品目ともに期間が短縮されています。 目標達成の主要因としては、審査員の増員、審査基準の明確化をはじめとする審査体制の整備が大きく寄与したものと考えられます。</p> <p>【ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消】 ドラッグ・ラグは順調に短縮されてきていますが、デバイス・ラグは、承認品目数が少なく増減があります。 これらの数値は、申請者側の申請時期にも大きく左右されるものですが、行政側として申請準備に係る環境整備も含めて引き続き対応していくことにしています。</p>
	効率性の評価	<p>新医薬品の総審査期間は、平成22年度に比べ平成23年度では短縮しており(優先品目:9.2か月→6.5か月、通常品目:14.7か月→11.5か月)、またドラッグ・ラグも、平成22年度では14か月と解消しつつあり、効果的に事業等が行われていると評価できます。</p> <p>また、新医療機器の総審査期間は、平成22年度に比べ平成23年度では短縮しており(優先品目:15.1か月→4.3か月、通常品目:16.5か月→9.7か月)、またデバイス・ラグも、承認品目数が少なく増減があるものの、平成22年度では22か月と解消しつつあり、おおむね効果的に事業等が行われていると評価できます。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>総審査期間は、短縮されてきていますが、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消については、欧米で使用されている医薬品、医療機器を我が国でも早期に使用できるようにするという観点から重要と考えており、更に施策が必要と考えています。</p> <p>申請側の要因に対しては、治験を円滑に進めることができるよう、ガイドラインの策定や医薬品医療機器総合機構の治験相談体制の整備を図っています。一方、審査側の要因に対しては、医薬品医療機器総合機構の新薬及び医療機器の審査人員の計画的な増員や審査の合理化を図ることにより、さらに今年度から革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の承認審査の迅速化のためのガイドライン作成事業を実施することなどにより、引き続き取組を進めて行く予定です。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) 新医薬品・医療機器の総審査期間の短縮について推進していくため。
	税制改正要望について	-
	機構・定員について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 増員(医療機器国際化専門官:1名。医療機器規制の国際統合化を推進し、世界同時申請等、薬事規制当局間の調和を推進するため。)

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第1回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(平成24年7月30日開催)で議論いただいたところ、「医療機器については、医薬品と同じ法律では無理があることから、法改正をしっかりと進めてほしい。」「治験拠点病院に対してこれまで付けてきた予算がどう結果に結びついたのかを示してほしい。」「ナショナルセンターこそ治験用病床等を設け、特化して対応するべきである。」「申請ラグは企業リスクとマーケットに大きく左右されるものであるため、薬価における対応も含めて考えないと解決しないだろう。」といった、他の施策目標に関するご指摘がありました。</p>
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん対策基本法案に対する附帯決議(平成18年6月15日、第164回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/164/f069_061501.pdf ○ 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議(平成20年1月10日、第168回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/168/i069_011001.pdf ○ 科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(平成18年12月25日、総合科学技術会議) http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu62/haihu-si62.html ○ 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日策定、平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0305-1.html ○ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2008/decision0627.html ○ 医療機器の審査迅速化アクションプログラム(平成20年12月11日 厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/01/tp0105-2.html ○ 経済危機対策(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議) http://www5.cao.go.jp/keizai1/2009/0410honbun.pdf ○ 政府・与党社会保障改革検討本部第4回成案決定会合 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/kettei4/gjisidai.html
----------	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	審査管理課長 赤川治郎 医療機器審査管理室長 浅沼一成	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	--------------------------------	----------	---------

実績評価書様式

(厚生労働省24(I-8-1))

<p>施策目標名</p>	<p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標 I-8-1)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 ・新医薬品・医療機器に係る研究開発の促進・治験環境の整備を図る。 ・医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握する。</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>・平成23年6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部第6回成案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消や後発医薬品の使用促進を行うこととされており、加えて、「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)においても、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされています。 ・さらに、医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月6日策定)においても、産学官一体となって革新的医薬品・医療機器の創出を図ることや、国際水準の臨床研究、難病等の医師主導治験等の中心的役割を担う臨床研究中核病院を整備すること、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・質の向上を図るため、医療機器等の特性を踏まえた薬事法改正を行うこと等に取り組むこととしています。</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の頁に対応しております。 (項) 医薬品等研究開発推進費[平成24年度予算額: 6,389百万円] (項) 医薬品承認審査等推進費[平成24年度予算額: 2,046百万円]</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度要求額</p>
	<p>当初予算(a)</p>	<p>3,101,569</p>	<p>4,078,879</p>	<p>4,610,490</p>	<p>5,803,425</p>	<p>8,434,855</p>	<p>12,432,112</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>▲ 17,481</p>	<p>1,660,953</p>	<p>128,515</p>	<p>0</p>	<p></p>	<p></p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>	<p></p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>3,084,088</p>	<p>5,739,832</p>	<p>4,739,005</p>	<p>5,803,425</p>	<p></p>	<p></p>
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>2,843,081</p>	<p>5,134,988</p>	<p>4,537,467</p>	<p>5,633,424</p>	<p></p>	<p></p>
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>92.19%</p>	<p>89.46%</p>	<p>95.75%</p>	<p>97.07%</p>	<p></p>	<p></p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>・医療イノベーション5か年戦略</p>	<p>年月日</p> <p>・平成24年6月6日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>有効性・安全性に優れた革新的な医薬品・医療機器をより早く使いたいという国民・患者のニーズに応えるべく、優れた基礎研究の成果等が円滑・迅速に実用化につながるよう、各段階に応じた支援を充実させることとしています。具体的には、基礎研究等から医薬品の実用化までを切れ目なく支援するためのオールジャパンでの創薬支援体制として、厚生労働省の(独)医薬基盤研究所が中心となる創薬支援ネットワークを構築すること、国際水準の臨床研究、難病等の医師主導治験等の中心的役割を担う臨床研究中核病院を整備すること、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・質の向上を図るため、医療機器等の特性を踏まえた薬事法改正を行うこと等に取り組むこととしています。</p>			

測定指標

1. 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-		20.2%	21.2%	17.6%		前年度以上
年度ごとの目標値		-	-	-	前年度以上		
2. 治験届出件数のうち医師主導治験の数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-		15	10	集計中		前年度以上
年度ごとの目標値		-	-	-	前年度以上		
3. 新たに承認された第3項先進医療(高度医療)の件数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-	2	2	13	8		前年度以上
年度ごとの目標値		-	-	-	前年度以上		
4. 新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の件数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-	3	16	15	15		前年度以上
年度ごとの目標値		-	-	-	前年度以上		
5. 後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率))	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	-	-	20.2%	-	22.8%		30.0%
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
6. 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	15.4か月	11.9か月	9.2か月	6.5か月		9ヶ月
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
7. 新医薬品(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	22.0か月	19.2か月	14.7か月	11.5か月		12か月
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
8. 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	28.8か月	13.9か月	15.1か月	4.3か月		10か月
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
9. 新医療機器(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	14.4か月	11.0か月	16.5か月	9.7か月		14か月
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
10. ドラッグ・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
	-	28か月	24か月	14か月	集計中		0
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
11. デバイス・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	23か月	36か月	22か月	集計中		0
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

	有効性の評価	<p>【治験届出件数:指標1、2】 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合は、未承認薬・適応外薬検討会議により、海外で承認されているが国内で未承認の医薬品について、企業が開発要請を受けた結果、国内治験の数が増加したこと等が影響していると考えられます。一方、医師主導治験の数については、平成23年度の実績値がまだ公表されていないため有効性の評価は困難ですが、早期・探索的臨床試験拠点整備事業(平成23年度より開始)、臨床研究中核病院整備事業(平成24年度より開始)により、医師主導治験を実施できる体制の強化が図られています。</p> <p>【新たな承認:指標3、4】 新たに承認された第3項先進医療(高度医療)の件数については、13件(平成22年度)から8件(平成23年度)に減少していますが、高度医療評価会議の開催回数が、震災対応及び夏の節電のため8回(平成22年度)から7回(平成23年度)に減少していることが影響していると考えられます。一方、新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の件数については、十分に議論しつつも審査期間の短縮を目指すため、前年度より審査委員会の開催数を1回増やしたことより、承認数を保つことができたものと考えられます。</p> <p>【後発医薬品の市場規模:指標5】 「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月15日)に基づき、①安定供給等、②品質確保、③後発医薬品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関する取組を進めており、後発医薬品の使用促進は着実に進んでいます。</p> <p>【総審査期間の短縮:指標6～9】 新医薬品の総審査期間については、平成23年度時点において優先審査品目及び通常品目ともに目標値を達成できました。目標達成の主要因としては、審査員の増員、審査基準の明確化をはじめとする審査体制の整備が大きく寄与したものと考えられます。一方、新医療機器の総審査期間については、平成23年度時点において優先審査品目及び通常品目ともに期間の短縮が図られてきています。</p> <p>【ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消:指標10、11】 ドラッグ・ラグについては順調に短縮されてきていますが、デバイス・ラグについては、承認品目数が少なく増減があります。当該数値は、申請者側の申請時期にも大きく左右されるものですが、行政側として申請準備に係る環境整備も踏まえて引き続き対応していくこととしています。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>【治験届出件数:指標1、2】 治験実施医療機関の体制整備にあたっては、より効率的な事業の実施のため、対象医療機関の定期的な評価を行うとともに、取組が不十分な医療機関を補助対象から外すなど選択と集中を行いながら、絶えず効率化を図っています。</p> <p>【新たな承認:指標3、4】 高度医療評価会議の運営については、外部委託の実施で事務の効率化を図るとともに、競争入札を行うことで委託費の低減を図っており、また、民間の会議室を極力借りないこと等により効率化を図っています。また、ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会の運営については、白黒・両面印刷を積極的に実施していますが、今後、外部委託の検討など、更なる効率化方策についても検討することとしています。</p> <p>【後発医薬品の市場規模:指標5】 「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月15日)の進捗状況を毎年点検・公表することで、取組状況の把握を行っています。その結果、問題点を把握することができ、効率的な施策の推進を図れています。</p> <p>【総審査期間の短縮、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消:指標6～11】 新医薬品の総審査期間は、平成22年度に比べ平成23年度においては短縮の傾向(優先品目:9.2か月→6.5か月、通常品目:14.7か月→11.5か月)にあり、またドラッグ・ラグについても、平成22年度においては14か月と解消しつつあり、効果的に事業等が行われていると評価できます。 また、新医療機器の総審査期間は、平成22年度に比べ平成23年度においては短縮の傾向(優先品目:15.1か月→4.3か月、通常品目:16.5か月→9.7か月)にあり、またデバイス・ラグについても、承認品目数が少なく増減があり、平成22年度においては22か月と解消しつつあり、おおむね効果的に事業等が行われていると評価できます。</p>

	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【治験届出件数:指標1、2】 効率的な治験環境の整備により、治験届出数は増加しており、治験については、一定の成果が見られます。今後は、優れた基礎研究の成果をより迅速に薬事承認につなげるための取組が求められており、「医療イノベーション5か年戦略」(平成24年6月6日)、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」(平成24年3月30日策定)などに基づき、質の高い臨床研究を実施するための体制整備(臨床研究中核病院等)を行っていく必要があります。</p> <p>【新たな承認:指標3、4】 高度医療申請のための事前相談については、89回(平成22年度)から92回(平成23年度)に増加しており、今後も、高度医療の必要性は高まるものと考えられますが、平成24年度中には、高度医療と第2項先進医療との一本化を図る予定であり、更なる効率化を図ることができるものと考えられます。 また、ヒト幹細胞臨床研究の申請件数は、16件(平成22年度)から23件(平成23年度)に増加しており、再生医療研究が活発に行われていると考えられますが、事務局負担の増加を抑えつつ、審査委員会を効率的に実施していく必要があります。具体的には、委託可能な業務は外部に依頼して減らすことで負担を減らすとともに、本年度は2ヶ月に1度のペースで審査委員会を開くことで審査期間を短縮し、適正なヒト幹細胞臨床研究の推進を図っていきます。</p> <p>【後発医薬品の市場規模:指標5】 平成23年度の数量シェアは22.8%ですが、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%以上にすることとしています。「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月15日)の着実な実施とともに、都道府県に設置した「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」を通じ、普及啓発の取組等を進めているところです。今後、平成24年度中に後発医薬品の一層の使用促進のためのロードマップを作成し、品質確保や情報提供体制等の充実を図ることで、後発医薬品の更なる普及に努めます。</p> <p>【総審査期間の短縮、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消:指標6～11】 総審査期間に関しては、短縮されてきていますが、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消については、欧米で使用されている医薬品、医療機器を我が国でも早期に使用できるようにするという観点から重要であり、更なる施策が必要と考えられます。 申請側の要因に対しては、治験を円滑に進めることができるよう、ガイドラインの策定、医薬品医療機器総合機構の治験相談体制の整備を図っており、一方、審査側の要因に対しては、医薬品医療機器総合機構の新薬及び医療機器の審査人員について、計画的に増員を図ることや審査の合理化を図ることとしており、さらに今年度から実施の革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の承認審査の迅速化のためのガイドライン作成事業など実施することにより、引き続き取組を進めて行く予定です。</p>
--	---	---

<p>評価結果の政策への 反映の方向性</p>	<p>予算について</p>	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上[(増額/現状維持/減額)] ・難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた臨床研究中核病院を新たに7箇所整備するため。 ・後発医薬品の使用促進について推進していくため。 ・新医薬品・医療機器の総審査機関の短縮について推進していくため。</p>
	<p>税制改正要望について</p>	<p>・我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制(総額型)について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割に拡充するという税制改正要望をしています。</p>
	<p>機構・定員について</p>	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。 増員 ○再生医療関係(薬事規制と同等の安全性を確保しつつ、実用化が進むような仕組みを構築するため) ○臨床研究・治験関係(倫理審査委員会認定制度や臨床研究届出制度の導入に関して検討するため) ○医薬品・医療機器産業振興関係(「医療イノベーション5か年戦略」に沿った戦略的な政策の立案及びTPP協定参加交渉等において、各国政府等との交渉等、高度かつ統括的な対応を行うため) ○医療機器の保険適用手続きの円滑化及び安定供給関係(有用な医療機器の医療現場への導入を促進することと、有事の際の医療機器の安定供給に的確に対応するため) ○医療機器規制の国際整合化関係(医療機器規制の国際整合化を推進し、世界同時申請等、薬事規制当局間の調和を推進するため)</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>本評価書は、原案を後発医薬品や治験・臨床研究の有識者等の先生方にご覧き、以下のご指摘を頂きました。</p> <p>「後発医薬品の臨床上的有効性、安全性に関する全国的な情報収集とその解析活動(研究)の取組が弱体であるため、医師の個々の不安感を払拭できていない。」 → 後発医薬品の信頼性の向上を図るため、先発医薬品と後発医薬品で有効性に違いがあると医薬品医療機器総合機構に相談のあった事例や、後発医薬品の品質に懸念が見られるとの学会発表・公表文献での報告などについて、医師や医薬品の品質等の専門家から構成される検討会において、学術的観点から検討し、必要に応じて試験検査を実施し、公表する事業を実施していますが、さらに、平成25年度概算要要求で、医療関係者が試験検査の結果等の品質に関する情報を簡便に入手できるよう、データベースを新たに整備し、情報提供の充実を図るための予算を要求しているところです。</p> <p>「使用促進に関して、様々な対象者(特に薬剤師)に対して複数回の講演会などを全国規模で開催し、世論を高める活動の強化が求められる。」 → 年2回、医療関係者向けに「ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー」を開催し、医療関係者の後発医薬品に対する理解を深め、安心使用のための環境整備を行っています。</p> <p>「後発医薬品について、国内向けの対応のみに目を向けず、グローバルな基準に沿った開発、基準、製造・販売体制を作り上げ、国際展開も視野に入れた方向性を取っていくことが重要。」 → 平成25年度概算要求において、我が国の後発医薬品メーカーの国際競争力を高める事業等を行うための予算を要求しています。</p> <p>「企業治験の実施環境改善とドラッグ・ラグの改善は順調に進んでおり、評価できる。一方で、医師主導治験の件数は相変わらず少なく、今後の更なる施策が望まれる。」 → これまでの取組に加え、早期・探索的臨床試験拠点整備事業(平成23年度より開始)、臨床研究中核病院整備事業(平成24年度より開始)により、大規模ネットワークや他の医療機関への支援機能、いわゆるARO(Academic reserch Organization)機能を含めて、医師主導治験を実施できる体制の強化を図ることとしており、今後一層の取組を進めていきます。</p>
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>○医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月6日、医療イノベーション会議) URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/iryuu/5senryaku/index.html</p> <p>○日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～(平成23年12月24日、閣議決定) URL: http://www.npu.go.jp/policy/index.html</p>
----------	--

担当部局名	医政局経済課 研究開発振興課 医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室	作成責任者名	経済課長 鎌田光明 研究開発振興課長 佐原康之 審査管理課長 赤川治郎 医療機器審査管理室長 浅沼一成	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	--	--------	--	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(I-9-1))

施策目標名	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること(施策目標 I-9-1)							
施策の概要	<p>本施策は次の事項を柱に実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること ・保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする ・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとする 							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>我が国の医療保険制度においては、全ての国民が職業・地域に応じて健康保険や国民健康保険といった公的医療保険制度に加入することとなっております。病気等の際には、保険証1枚で一定の自己負担により必要な医療サービスを受けることができ、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。</p> <p>一方で、国民皆保険達成から半世紀を超え、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しております。今後とも必要な医療を確保しつつ、これらの社会経済情勢の変化に対応できるよう、効率化・重点化に取り組みつつ、医療保険制度の機能強化を図っていくことが必要です。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険法(大正11年法律第70号) ○ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 等 							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>【一般会計】</p> <p>(項)医療保険給付諸費(全部)[平成24年度予算額:8,671,643,806千円] 医療保険給付に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:8,603,613,033千円] 医療保険制度の適切な運営に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:65,746,110千円] 医療保険制度の推進に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:2,284,663千円]</p> <p>(項)保険医療機関等指導監督実施費:保険医療機関等に対する指導及び監督等に必要な経費 [平成24年度予算額:1,679,361千円]</p> <p>【東日本大震災復興特別会計】</p> <p>(項)社会保障等復興政策費 医療保険制度の適切な運営に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:9,736,972千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,999,187,747	7,787,567,125	8,157,864,553	8,467,719,940	8,683,060,139	8,970,914,781
		補正予算(b)	531,357,157	460,938,188	287,555,267	365,276,520		
		繰越し等(c)	0	4,309,169	4,128,712	0	8,424,596	
		合計(a+b+c)	7,530,544,904	8,252,814,482	8,449,548,532	8,832,996,460	8,691,484,735	
	執行額(千円、d)	7,522,719,130	8,242,311,906	8,446,885,631	8,820,089,999			
執行率(%、d/(a+b+c))	99.9%	99.9%	100.0%	99.9%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	健康保険組合(経常収支)		68.9%	80.4%	76.5%	76.3%		前年度以下
	市町村国保		45.4%	53.1%	52.4%	集計中		前年度以下
	国保組合		18.2%	38.1%	57.6%	集計中		前年度以下
	後期高齢者医療広域連合		0.0%	0.0%	68.1%	集計中		財政運営期間の総収支差が黒字
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)		財政運営期間(20・21年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(20・21年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(24・25年度)の総収支差が黒字	

指標2 各医療保険制度の経常収支 【単位:億円】	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
全国健康保険協会		▲ 2,290	▲ 4,893	2,540	2,589		収支の均衡を保つ
健康保険組合		▲ 3,189	▲ 5,234	▲ 4,156	▲ 3,489		収支の均衡を保つ
市町村国保		93	66	293	集計中		収支の均衡を保つ
国保組合		240	▲ 50	▲ 296	集計中		収支の均衡を保つ
後期高齢者医療広域連合		1408	509	▲94	集計中		収支の均衡を保つ
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)		財政運営期間(20・21年度)を通して均衡を保つ		財政運営期間(22・23年度)を通して均衡を保つ	財政運営期間(24・25年度)を通して均衡を保つ		
指標3 各医療保険制度における保険料(税)の収納率	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
全国健康保険協会		97.2%	96.5%	96.3%	98.9%		前年度以上
健康保険組合		99.9%	99.9%	99.9%	99.9%		前年度以上
市町村国保		88.4%	88.0%	88.6%	集計中		前年度以上
国保組合		99.9%	99.9%	99.9%	集計中		前年度以上
後期高齢者医療広域連合		98.7%	99.0%	99.1%	集計中		前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
指標4 各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者数の割合	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
全国健康保険協会		0.0%	100.0% (船員保険被保険者及び法第3条第2項被保険者は除く。)	100.0% (船員保険被保険者及び法第3条第2項被保険者は除く。)	100.0% (船員保険被保険者及び法第3条第2項被保険者は除く。)		前年度以上
健康保険組合		集計せず	18.6%	集計せず (隔年調査)	集計予定		前年度以上
市町村国保		集計せず	集計せず	12.4%	集計中		前年度以上
国保組合		集計せず	集計せず	7.9%	集計中		前年度以上
後期高齢者医療広域連合		0%	0%	4.3%	集計中		前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
指標5 レセプトの電子化に対応している保険者数の割合	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
全国健康保険協会		33.1%	33.8%	100.0%	100.0%		前年度以上
健康保険組合		3.0%	83.1%	94.9%	99.5%		前年度以上
市町村国保		0.0%	0.0%	0.0%	99.9%		前年度以上
国保組合		0.0%	0.0%	0.0%	99.4%		前年度以上
後期高齢者医療広域連合		0.0%	0.0%	0.0%	76.6%		前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
指標6 社会保険診療報酬支払基金における審査支払平均手数料(オンライン)分	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		97.08円	94.65円	90.49円	86.01円		前年度以下 (平成27年度には80.00円以下)
年度ごとの目標値		前年度以下 (平成27年度には80.00円以下)	前年度以下 (平成27年度には80.00円以下)	前年度以下 (平成27年度には80.00円以下)	前年度以下 (平成27年度には80.00円以下)	前年度以下 (平成27年度には80.00円以下)	

指標7 レセプトの電子化	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		58.7%	75.6%	87.4%	90.6%		前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>(指標1～2) ○医療保険財政の安定化については、厳しい経済情勢の影響等で、保険料収入が減少したことにより赤字となったため、目標を達成できなかった保険者も多かったといえます。一方、目標を達成できた部分については、理由として、国庫補助率の引上げ、都道府県単位の共同事業の拡充等の制度改正等、保険料率の引上げが有効であったといえます。依然として厳しい状況が続いておりますが、引き続き、目標を達成できるよう注視していく必要があります。</p> <p>(指標3～6) ○保険者の事務を適切かつ効率的なものとするについては、保険料収納率向上のための取組み、後発医薬品差額通知の実施、電子レセプトの普及を行った結果、概ね目標を達成できたと評価できます。特に、健康保険組合については、厳しい経済情勢の下でも、高い収納率を維持しており、適切な納付の督促等が効果的に実施されていると評価できます。</p> <p>(指標7) ○審査支払機関の事務を適正かつ効率的なものとするについては、社会保険診療報酬支払基金においては、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定し、実施したことにより、審査支払平均手数料の前年度からの引き下げという目標を達成できました。</p>
	効率性の評価	<p>(指標1～2) ○医療保険財政の安定化については、生活習慣病の予防、後発医薬品差額通知の実施等を行うことにより効率的な医療費の適正化に努めました。引き続き、必要な医療を確保した上で、効率化できる部分は効率化を図ることが重要といえます。</p> <p>(指標3～6) ○保険者の事務を適切かつ効率的なものとするについては、特別徴収や口座振替、年金被保険者の情報活用などの取組みによってコスト削減ができ、効率的に施策を実施できたといえます。また、レセプトの電子化により、資格点検などの業務の効率化が図られるとともに、生活習慣病の予防などの保健事業へ効果的に活用されています。</p> <p>(指標7) ○審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとするについては、社会保険診療報酬支払基金においては、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」に基づき、コストの削減に取り組み、最小限のコストで有効な効果が得られたことから、効率的に運営を行ったといえます。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 ○厳しい経済情勢の中、保険者による医療費適正化の推進、保険料や国庫補助率の引上げにより、できる限り効率的・安定的な財政運営を図る努力が行われました。特に国民健康保険については、低所得者や高齢者の加入が多く、市町村ごとの財政運営の安定性が構造的な問題となっていることから、平成22年、平成24年の改正で、保険基盤強化策の恒久化や財政運営の都道府県単位化の推進を行うこととしました。こうした制度改正を含めた取組により、財政状況の安定化が図られていると考えられます。</p> <p>○また、事務の効率化の推進については、各保険者、審査支払機関ともに、有効な取組が行われていると考えられます。特に、レセプトの電子化については、毎年度着実に目標を達成することにより、適正かつ効率的な事務の運用に大きく貢献していると考えられ、今後も引き続き取組を進めることが重要です。</p> <p>【今後の方向性】 ○少子高齢化の進展、非正規雇用の増加などの雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療費も今後伸び続けていくことが見込まれます。このような中、医療保険者の所得格差を踏まえた財政基盤の強化、保険者機能の強化を進めるとともに、必要な医療を確保した上で、効率化できる部分は効率化を進めていくことが重要であると考えられます。引き続き、各指標の目標達成に向け、現在の取組を推進していきます。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・医療費国庫負担の自然増等の関係。安定的な医療保険制度の運営を図るため。
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知 見の活用	本評価書は、学習院大学遠藤久夫教授に以下のご指摘を頂きました。 ・指標1, 2, 3は、経済状況の影響を強く受けるため、政策効果を評価する指標としては問題がある。 ・指標5, 7は、実績値の多くが90%を超えていることから、新たな指標を追加したほうが良い。 これらの指摘は、25年度計画策定時に検討します。
---------------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令(下記検索サイトより検索可能) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html ・ 健康保険組合連合会ホームページ(経常収支) http://www.kenporen.com/include/press/2011/201109082.pdf ・ 全国健康保険協会ホームページ(経常収支) http://www.kyoukaikenpo.or.jp/resources/content/83130/20110929-170655.pdf ・ 厚生労働省ホームページ(国民健康保険事業年報、後期高齢者医療制度事業年報) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001088319 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001038791&cycleCode=0&requestSender=dsearch ・ 社会保険診療報酬支払基金(支払基金サービス向上計画) http://www.ssk.or.jp/goannai/files/sabisu_02.pdf
----------	---

担当部局名	保険局	作成責任者名	総務課長 木下賢志	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-----------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(I-11-1))

施策目標名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること(施策目標 I-11-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	○目的 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的としています。 ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)健康危機管理推進費:健康危機管理の推進に必要な経費(一部) [平成24年度予算額:46百万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	58,201	58,087	47,711	45,775	45,775	45,736
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	58,201	58,087	47,711	45,775	45,775	
	執行額(千円、d)	55,445	50,995	39,853	31,180			
	執行率(%、d/(a+b+c))	95%	88%	84%	68%			
施策に関係する内閣の 重要政策(施政方針演説 等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1:健康危機管理調整会 議の定期開催件数	基準値	実績値					目標値
		毎年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		月2回	23	24	23	22		月2回
		年度ごとの目標値	24					
	指標2:健康危機管理保健所 長等研修の受講者出席率	基準値	実績値					目標値
		前年度以上	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		毎年度	34	37	89	97		前年度以上
		年度ごとの目標値	前年度以上					
	【参考】指標3:健康危機管理 調整会議の臨時開催件数	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		7	1	4	6		-	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○健康危機管理体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については、前年度より低下し(23回→22回)、目標値を下回っています。 →平成23年度においては、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、震災への対応を優先させたため、年度当初は会議を開催できないこともありました。 →しかし、その後は定期的に会議を開催し、また、緊急事態が発生した際には、臨時会議を開催し(【参考】指標3)、緊急を要する案件に対し、迅速かつ適切な対応をとっています。健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機管理体制が着実に整備されてきていると評価できます。 <p>○健康危機管理保健所長等研修の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標2については、前年度よりも上昇(89%→97%)しており、目標を達成しています。 →研修カリキュラムは、健康危機管理事例に必要な知識や技術を習得する実務編と健康危機管理事例の分析、原因究明調査に係る実践高度技術演習編と分けることで、研修の質的向上を図っており、着実に研修受講者を確保していると評価できます。
	効率性の評価	<p>○健康危機管理体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に健康危機管理調整会議において取り上げた健康危険情報に関する議題は72件ですが、これらの議題について、年間30回(24回の定例会議及び6回の臨時会議)の会議開催で対応できています。これは、個別事案毎に会議を開催する方法に比べて調整に係るコストや人員を抑え、健康危険情報に効率的に対処できたと考えられます。 →従来どおりの開催が効率的と考えられます。 <p>○健康危機管理保健所長等研修の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康危機管理体制の質的充実強化 →研修における講師謝金単価を見直し、また講師を可能な限り国立保健医療科学院職員及び厚生労働省職員とし旅費の節減に努めることで、可能な限り効率的に、地域における組織管理者の実践能力の習得が図られていると考えられます。
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>○健康危機管理体制の整備について</p> <p>【現状分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理調整会議の定期開催により平常時から健康危険情報の共有がなされ、また、緊急事態が発生した際には、臨時会議を開催し、緊急を要する案件に対し、迅速かつ適切な対応をとっており、健康危機管理体制が着実に整備されてきています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、定期的(緊急時は臨時)に健康危機管理調整会議の開催を実施していくことが必要と考えます。 <p>○健康危機管理保健所長等研修の実施について</p> <p>【現状分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理保健所長等研修について、定期的な開催をしており、また受講者の出席率も向上していることから、健康危機管理を担う保健所長等の人材育成が進んできていると考えられます。多様化する健康危機管理事例に的確に対応するため、実際の健康危機事例発生時の対応に関する必要な知識等の習得を内容とした研修は必要です。 一方で、今回の東日本大震災を踏まえ、被災時に十分に行政機能が果たせない状況を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、保健活動への応援等の体制を構築することが必要です。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、定期的な研修の実施と健康危機管理を担う保健所長等の人材育成を通じて災害時の体制を構築していくことが必要と考えます。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で困んだ方向で検討します。 ・見直しの上(増額/現状維持/減額)
	税制改正要望について	-
	機構・定員について	以下の方向で検討します。 ・増員(健康危機管理関係。近年増加し、また多様化、国際化、広域化してきている健康危険情報の収集・分析能力、及びこれらの健康危険情報への迅速かつ適切な対応を確保するため。)

学識経験を有する者の知見の活用	第1回政策評価に関する有識者会議(平成24年7月30日)において、有識者の方にご覧いただき、情報収集から対応までのスピード等、危機管理体制の整備に関する指標を設けられないかのご指摘を頂きました。このご指摘は平成25年度計画策定時に参考とします。
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働所健康危機管理基本指針(右記から検索できます:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/) ・厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令(右記から検索できます:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/) ・地域保健対策の推進に関する基本的な指針(右記から検索できます:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/) ・平成23年行政事業レビューシート「健康危機管理体制の整備」(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0291.pdf)
----------	---

担当部局名	大臣官房厚生科学課 健康危機管理対策室	作成責任者名	室長 小澤時男	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------------------	--------	---------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(Ⅱ-1-1))

施策目標名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標:Ⅱ-1-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策目標1)食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること</p> <p>(施策目標2)食品等に関する規格基準の設定を推進すること</p> <p>(施策目標3)健康食品の安全対策を推進すること</p> <p>(施策目標4)リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としています。</p> <p>平成15年の食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に影響を及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置されました。厚生労働省はリスク管理機関として、リスク評価の結果を踏まえ、食品等の規格基準の策定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、事業者及び国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っています。</p> <p>なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施します。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計 (項)食品等安全確保対策費(全部) [平成24年度予算額:1,313,740千円]</p> <p>(項)輸入食品検査業務実施費(全部) [平成24年度予算額:1,803,980千円]</p> <p>東日本大震災復興特別会計 (項)食品等安全確保対策費(全部)[平成24年度予算額:194,246千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	4,474,061	4,636,753	4,198,335	3,427,265	3,311,966	4,641,844
		補正予算(b)	762,023	0	-31,012	209,189	0	
		繰越し等(c)	0	0	-44,256	44,256		
		合計(a+b+c)	5,236,084	4,636,753	4,123,067	3,680,710	3,311,966	
	執行額(千円、d)	5,102,606	3,983,402	3,810,743	3,257,330			
執行率(%、d/(a+b+c))	97%	86%	92%	88%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	所信表明演説(野田総理)		平成23年9月13日		毎日の暮らしで口にする食品の安全・安心を確立するため、農作物や牛肉等の検査体制の更なる充実を図る(二)			

測定指標	指標1 食品中の放射性物質検査の 基準値超過率	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		0.99%	-	-	-	0.99%		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度以下	前年度以下
	指標2 大規模食中毒の発生件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	1件	2件	4件	3件		
	年度ごとの目標値		3件以下	2.8件以下	3.2件以下	3.6件以下	3件以下	過去5年の発生件数の平均と同水準以下
	指標3 許可を要する食品関係事業施設の禁停止命令を受けた施設数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	778施設	898施設	701施設	集計中		
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
	指標4 輸入食品モニタリング 検査達成率	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		100%	105%	104%	104%	106%速報値		
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	100%

指標5 輸入食品の規格基準等の 違反件数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-	1150件	1559件	1376件	1250件速報値		
年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
指標6 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-	16品目	21品目	54品目	14品目		
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
指標7 国際汎用添加物の指定	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	-	-	-	20ヶ月	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	評価結果から指定までの所要月数12ヶ月以下	評価結果から指定までの所要月数12ヶ月以下	評価結果から指定までの所要月数12ヶ月以下
指標8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合※	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
	-	49.70%	55.60%	37.40%	66%		
年度ごとの目標値		-	-	60%	60%	90%	90%
【参考】指標9 食品の安全に関する意見交換会への参加者数	実績値						
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		1688人	1839人	1167人	1790人		
【参考】指標10 食中毒による死者数	実績値						
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		4人	0人	0人	11人		

※指標8: 食品安全委員会「食品安全確保総合調査」(平成20年度～22年度)及び内閣府「食育に関する意識調査」(平成23年度)において、「健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選択するとよいかや、どのような調理が必要かについての知識があると思いますか。」という質問に「あると思う」と答えた国民の割合を指す。

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>(施策目標1) 輸入食品については、輸入実態や過去の違反内容を勘案し、各食品毎に一定数の検査を実施するモニタリング検査を行っています。モニタリング検査の計画数を100%実行するという目標を達成しており(指標4)、輸入食品の衛生状況等の把握を適切に行っていると、さらにその検査結果を踏まえて輸入時検査の強化及び輸入者に対する指導を実施することが、輸入食品の安全性の確保に有効であると評価しています。</p> <p>また、食品中の放射性物質という新たな問題については、国が基準値を設定し、自治体で検査計画に沿った検査を行うとともに、国においても、全国の自治体から集約した検査結果を踏まえての検査強化依頼や、流通食品の検査を行うことにより、基準値を超過した食品が流通することがないよう努めており、このような取組は食品の安全性の確保に有効であると評価しています。</p> <p>(施策目標2) 食中毒については、平成21、22年度と2年連続で食中毒による死亡者はいませんでした。平成23年には11人が食中毒により亡くなりました(指標10)。特に5人が亡くなった牛肉の生食が原因と推定される食中毒事件を受け、平成23年10月に生食用食肉の規格基準を設定しました。</p> <p>農薬等に関するポジティブリスト制度は、平成18年から施行されています。震災の影響があった平成23年度を除き、年々基準の見直しを行った品目数も増加してきており、着実に制度の整備・運用が行われていると評価しています(指標6)。</p> <p>(施策目標3) 多様化する健康食品による健康被害事例に対し、必要に応じ流通を禁止する等の迅速かつ適切な対応が、健康食品の安全対策推進に有効であると評価しています。</p> <p>(施策目標4) 国民との意見交換、政府広報等の様々な媒体を活用しての国民に対する情報提供など、リスクコミュニケーションに関する取組を時々の状況に応じて行っており、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合が改善していることから(指標8)、食品の安全性に関する正しい知識の普及に有効であると評価しています。</p>
-------------	--------	---

	<p>効率性の評価</p>	<p>(施策目標1) 食品中の放射性物質の検査については、重点的に検査を実施する品目等を示した検査計画のガイドラインを策定するとともに、放射性セシウム濃度が基準値よりも確実に低い検体を判別することができるスクリーニング検査を行う簡易測定機器の要件を設定し、その導入を推進するなど、検査の迅速化・効率化を図ってきたと評価しています。 輸入食品については、モニタリング検査の結果に基づき、違反の蓋然性が高いと判断される事例については、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を適用させ、確実な検査の実施を確保しています。平成22年度では13カ国18品目を検査命令の対象としたところであり、モニタリング検査と検査命令により、輸入食品の監視体制強化が効率的に図られたと評価しています。</p> <p>(施策目標2) 「規制・制度改革」において手続の迅速化が閣議決定された国際汎用添加物の指定については、45品目中15品目が未指定という状況です。今後は、体制も強化した上で手続の効率化に取り組めます。なお、食品安全委員会の評価の終了時期との関係で、平成23年度は新規の指定はありませんでした。</p> <p>(施策目標3) 健康食品による健康被害情報については、日々情報収集を行っており、これらの情報を蓄積し解析することにより、新たな健康被害に対し効率的な対応が可能となっています。</p> <p>(施策目標4) 意見交換会の開催については、輸入食品や食品添加物等の幅広いテーマを扱うことを基本としながらも、平成23年度においては食品中の放射性物質という特に注目を集めたテーマを重点的に扱うことで、効果的な意見交換、情報提供を行ったと評価しています。また、食品に関するリスクコミュニケーションを担当している消費者庁・食品安全委員会・農水省と共催で意見交換会を開催することで、開催の効率化を図りました。</p>
	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】 輸入食品の増加や製造技術の高度化等により、日本の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、国民の食品に対する関心も日増しに高まっています。また、平成23年度においては、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う食品中の放射性物質対策といった新たな課題や、重大な食中毒事件を受け生食用食肉の規格基準を設定するなど突発的な事項への迅速な対応も求められ、食品の安全性を確保し、食品のリスクについて正しい知識を普及するという要請がますます強くなっています。 こうした中で、輸入食品の安全性確保や食中毒の防止をはじめとする食品等の飲食に起因する衛生上の危害発生防止は、社会のニーズに応じた必要で有効な施策です。また、新たな課題である食品中の放射性物質対策については、その内容について国民に理解していただけるようなリスクコミュニケーションに関する取組を更に進める必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 食中毒の防止や輸入食品の安全性確保といった従前から取り組んでいる恒常的な課題については、今後とも計画的かつ着実に取り組んでいきます。例えば、国内の監視指導については、各都道府県等が限られた人員の中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止されるよう、迅速な情報共有や適切な助言を行っていきます。輸入食品については、平成22年度の省内事業仕分けでも、その検査体制の拡充について言及されており、引き続き検疫所における人員の拡充や高度な検査機器の整備を行うとともに、輸入食品の過去の輸入実績や違反状況を勘案して毎年策定する「輸入食品監視指導計画」に基づき、計画的にモニタリング検査等を行い、今後とも効率的に事業を実施していきます。また、農薬の残留基準の見直しや国際汎用添加物の指定については、更なる迅速化を図ります。 併せて、食品安全に関する新しい課題が生じた際には、機動的かつ迅速に取り組んでいきます。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 見直しの上〔増額／現状維持／減額〕 ・輸入食品監視支援システム(FAINS)について、「貿易手続改革プログラム」を踏まえ、システムの一体的な運営をするため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)との統合を推進。
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	以下の方向で検討します。 ・組織 (食品の安全確保のための国際対応の体制強化のため、国際食品調整室を設置) ・増員 (食品の安全確保のための国際対応の体制強化のため、SPS対策専門官等を配置) (国際汎用添加物指定の迅速化に対応するための体制強化のため、国際汎用添加物専門官を配置) (食品用途における新素材使用に対応するための体制強化のため、新素材衛生専門官を配置)

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第1回政策評価に関する有識者会議医療・衛生WG(平成24年7月30日)で以下のご指摘を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標については、施策の寄与度が分かるよう指標を工夫できないか、国と自治体の役割を踏まえた指標設定ができないか。 →25年度計画策定時には、これらのご意見も参考としつつ、指標を検討いたします。 ・食品中の放射性物質検査(指標1)について、検査から漏れて流通してしまう食品もあるのではないか。 →ご懸念を踏まえ、有効性の評価欄に現在の取組をより具体的に追記しました。
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品中の放射性物質の検査(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html ○食中毒統計(指標2・10関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html ○衛生行政報告例(政府統計の窓口)(指標3関係) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 ○平成22年度輸入食品監視指導結果(指標4・5関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h22_zentai.pdf ○「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)(指標8関係) URL: http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2012/pdf-honbun.html <p>関連事業の行政事業レビューシート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入食品の監視体制強化等事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0295.pdf ○BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0296.pdf ○農薬等ポジティブリスト制度推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0297.pdf ○食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0298.pdf ○食品汚染物質の安全性検証推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0299.pdf ○健康食品の安全性の確保等事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0300.pdf ○食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0301.pdf ○輸入食品の検査に必要な事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0523.pdf
----------	--

担当部局名	食品安全部	作成責任者名	企画情報課長 吉岡てつを	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-----------------	----------	---------

(注) 施策目標1については、監視安全課長 滝本浩司
 施策目標2については、基準審査課長 森口裕
 施策目標3については、
 基準審査課新開発食品保健対策室 温泉川肇彦

実績評価書様式

(厚生労働省24(Ⅲ-1-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)							
施策の概要	本施策は、労働条件の確保・改善を図ること、労働契約に係るルールの周知を図ること、最低賃金制度の周知を図ることを推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>労働者の方が人たるに値する生活を営むための労働条件を確保することは、とても重要なことです。このため、労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。</p> <p>また、個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。</p> <p>さらに、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法第10条と第15条に基づき地域や産業の状況に応じて設定された最低賃金額、制度等の周知やその履行確保を図ります。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働基準法(昭和22年法律第49号) ○ 労働契約法(平成19年法律第128号) ○ 最低賃金法(昭和34年法律第137号) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費(全部)[平成24年度予算額:1,114,298千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,274,084	1,270,694	1,220,469	1,070,721	1,267,190	1,430,751
		補正予算(b)	-32,848	-14,629	-29,750	98,042	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,241,236	1,256,065	1,190,719	1,168,763	1,267,190	
	執行額(千円、d)	913,292	853,400	960,653				
執行率(%、d/(a+b+c))	74%	68%	81%					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	95.0%	95.2%		95.0%
		年度ごとの目標値		-	-	70%以上	前年度以上	
	指標2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	83.0%	92.7%	93.2%	90.0%		80.0%
		年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	
	【参考】指標 賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		196億円	116億円	123億円	集計中	-	-	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	指標1、指標2については目標を上回っており、労働契約法セミナーや、市町村の発行する広報誌への最低賃金制度の掲載依頼等の取組が有効であったと評価できます。
	効率性の評価	○指標1について、平成23年度の予算額は、22年度と同水準であるが、23年度のセミナー参加者数は22年度の約1.67倍に増加し、また、セミナー参加者の理解度も向上していることから、効率的に事業運営を行うことができたと評価できます。 ○指標2については、平成22年度に対する平成23年度予算額が減額される中で、ポスター掲示、インターネットによる周知広報を行うのみならず、市町村広報誌への掲載の働きかけを行い、その掲載率について目標値を上回る水準の実績が得られていることから、効率的に事業運営を行うことができたと評価できます。
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	【現状分析】 これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果을あげてきました。 また、最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしています。このため、改定された最低賃金額については継続した周知の取組が必要です。 【今後の方向性】 事業は効率的に実施されていますが、依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることに見られるように、労働者・事業主等に対する労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等の必要性は引き続き高いものと考えられます。今後も、有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていきます。 また、改定後の最低賃金額について法違反が生じることのないよう、引き続きその効果的・効率的な周知を図っていきます。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/□現状維持/減額)
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第1回政策評価に関する有識者会議 労働・子育てWG(平成24年7月13日)で以下のご指摘を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定最低賃金の未満率が大きいのが、監督に関わる要員・人員が不足しているのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> →委員ご指摘の特定最低賃金の未満率(実際の賃金額が特定最低賃金を下回る比率)について、厚生労働省として把握はしていませんが、設定された特定最低賃金については、引き続き労使双方に対するきめ細かな周知広報に努めていきます。 ・改正労働契約法は法律の条文が複雑になっており、条文を読んだだけでは理解が難しい側面があるため、より周知広報に活動に力を入れるべき。 <ul style="list-style-type: none"> →改正労働契約法については、周知のための予算を別途平成24年度予算に計上しています。また、平成24年度労働契約法等活用支援事業でも併せて解説を行う予定です。 ・指標1について、セミナーの参加者数や開催回数などの指標を増やすべき。 <ul style="list-style-type: none"> →参加者数や開催回数は、予算の多寡にも左右されます。目標(指標)設定の仕方は平成25年度計画策定時に更に検討します。 ・最低賃金の周知について、全国一斉に実施される監督指導結果では、違反事業者の6割近くが最低賃金を知らないという結果が出ており、政策効果があったと言えるのか。 <ul style="list-style-type: none"> →最低賃金の履行確保のための監督指導は、履行確保上に問題があると考えられる地域・業種等の事業場に対して行っています。 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年の最低賃金の履行確保の監督指導結果による違反率は8.3%であり、そのうち「最低賃金が適用されることを知らなかった者」及び「金額は知らないが、最低賃金が適用されることを知っている者」の割合は約6割であることから、約5.0%の事業場が最低賃金額を知らなかったこととなります。言い換えれば、残りの約95.0%の事業場は最低賃金額を知っていることとなり、最低賃金の周知広報の政策効果はあったものと考えています。 ・指標2について、前年度に達成している実績を下回る目標が設定されており、目標設定時に適切かどうかをチェックすべき。 <ul style="list-style-type: none"> →無料で掲載される市町村広報誌の掲載は、紙面の制約や時々の事情などから、文書送付や電話のみの依頼では掲載率80%を簡単に割り込んでしまうのが実情です。そのため、その都度職員が足を運び、市町村の担当者に最低賃金に対する理解を求めつつ、掲載の依頼をしています。 <ul style="list-style-type: none"> こうしたことから、掲載率80%を基本目標とし、全数掲載を目指したいと考えています。 なお、上記の理由により、平成25年計画策定時も同様の目標とする予定です。 ・「評価の総括」欄について、労働契約法に関する記載を修正すべき。 <ul style="list-style-type: none"> →ご指摘を踏まえて修正しました。 ・最低賃金の広報について、市町村広報誌への掲載が最低賃金についての社会的認知度を高める上で効果的なのか分からないが、人・物・金という政策手段が必要であれば、それを出してよいのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> →市町村広報誌は、無料であり、各家庭に届いた情報が利用者や労働者以外の方々にも触れるという点で有効な周知媒体だと考えてます。 <ul style="list-style-type: none"> また、広報効果を高めるため、市町村広報誌以外にも、各種広報媒体により周知広報を行っているところであり、スマートフォン用の特設サイトの開設など新たな手法も用いています。
------------------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<p>【指標1、2、】 関係法令(右記差検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 【指標1】 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/905a.pdf 【指標2】 最低賃金特設サイト URL: http://pc.saiteichingin.info/ 【参考指標】 平成22年度 賃金不払残業(サービス残業)是正の結果まとめ URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001rv80.html</p>
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>労働基準局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>※</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--------------	---------------	----------	-----------------	----------------

※労働契約法については労働条件政策課長 田中誠二、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 本多則恵

※労働基準法については監督課長 美濃 芳郎

実績評価書

(厚生労働省24(Ⅲ-6-1))

施策目標名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-6-1)						
施策の概要	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること ・労使紛争を早期かつ適切に解決すること ・集团的労使関係法制の普及啓発を図ること 						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。 <p>とされています。</p> <p>○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会が都道府県知事の委任を受けて個別労働紛争の処理を行う場合には、必要な助言又は指導をすることができる。 <p>とされています。</p> <p>○国際労働関係事業は、アジア、アフリカ、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としています。</p> <p>※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第15号</p>						
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)労使関係等安定形成促進費(一般会計、全部)[平成24年度予算額：382百万円]</p> <p>(項)労使関係安定形成促進費(特別会計、全部)[平成24年度予算額：419百万円]</p>						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	934,254	878,602	836,589	813,448	801,611	759,928
	補正予算(b)	-20,818	-16,225	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	913,436	862,377	836,589	813,448	801,611	
	執行額(千円、d)	805,863	773,578	764,520	精査中		
	執行率(%、d/(a+b+c))	88.2%	89.7%	91.4%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	81%	—	88%	87%		75%
	年度ごとの目標値		50%	50%	50%	50%		
指標2 新規申立事件の終結までの平均処理日数	基準値	実績値					目標値	
	—	20年	21年	22年	23年	24年	24年	
	—	521日(注1)	420日(注1)	495日(注1)	385日(注2)		1年6か月以内	
	年度ごとの目標値		1年6か月以内	1年6か月以内	1年6か月以内	1年6か月以内		
指標3 申立てから1年6か月以上係属している事件数	基準値	実績値					目標値	
	—	20年	21年	22年	23年	24年	24年	
	—	54件(注1)	47件(注1)	29件(注1)	4件(注2)		0件	
	年度ごとの目標値		—	—	—	0件		
指標4 調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)が2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)である割合	基準値	実績値					目標値	
	—	20年	21年	22年	23年	24年	24年	
	—	80.0%	87.5%	100.0%	100.0%		100%	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%		
指標5 国際労働関係事業による研修を受講した研修生の人数の割合(実績/計画)	基準値	実績値					目標値	
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	—	92%	90%	97%	94%		80%	
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%		

	有効性の評価	<p>○施策目標である「不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決すること」については以下のとおりです。</p> <p>まず、迅速化の観点では、測定指標の結果から、新規申立事件の終結までの平均処理日数は約1年1か月(指標2)の短い期間であり、申立てから終結まで1年6か月を超える長期滞留事件も大幅に減少している(指標3)など、目標についてはほぼ達成しています。</p> <p>次に、的確化の観点では、都道府県労働委員会及び中央労働委員会の審査による解決率(取下げ・和解により終結した事件や、命令の再審査申立てや行訴提起が行われず終結した事件の割合)が約8割となっています。</p> <p>このように、高い解決率を維持しつつ、平均処理日数の短縮や長期滞留事件の大幅な減少を実現しており、これは、平成16年の労組法改正により、部会制を導入するなど不当労働行為事件の審査体制の整備等が行われたことに加え、迅速・的確な審査手続を充実させるための方策に積極的に取り組んできた成果です。</p> <p>こうしたことから、本施策は労使関係の安定に資する上で有効に機能しているものと評価できます。</p> <p>○施策目標である「労使紛争を早期かつ適切に処理すること」については以下のとおりです。</p> <p>測定指標の目標である「調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)が2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)である割合」(指標4)を達成するために、調整手続の期日の早期設定などの事務処理の改善を図ることにより、過去2年間において目標を達成することができました。</p> <p>次に、適切な処理の観点では、労働争議調整事件数が雇用動向、雇用失業情勢等を反映しつつ増減を繰り返している中で、過去4年間について確認したところ、中央労働委員会では、処理期間が目標に向けて短縮している一方で解決率は高いレベルを維持しており、平均すると約8割の事件が解決しています。</p> <p>これは、その構成する委員が公労使の三者構成であるという特長を生かした結果、事案ごとに当事者双方の特質を見極められているからです。</p> <p>こうしたことから、本施策は労使関係の安定に資する上で有効に機能しているものと評価できます。</p> <p>○国際労働関係事業は、発展途上等の労使指導者に、日本の労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせる委託事業であり、この事業を継続的に行うことにより、民間分野における諸外国との経済連携のための人的ネットワークの構築を図っております。</p> <p>指標5については、研修の参加者が1,011名で計画の94%となり、目標を達成しました。これは、委託先において、委託先が有する現地情報に基づいて研修受講者のニーズを把握し、それを踏まえた効果的なカリキュラムを設定させることで研修生の確保を図った結果によるものと考えます。本事業の継続的な実施により研修修了者が増加していくことで、我が国の労使協調型の集団的労使慣行、労働法制等についての普及啓発が図られていると考えます。</p> <p>○以上より、指標2から指標5までの目標が達成されており、その成果として指標1の「労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合」が87%となっており、目標を達成しています。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>○平成16年の労組法改正以降、中央労働委員会の委員及び事務局職員の定員にほぼ変更がない中、「不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決すること」及び「労使紛争を早期かつ適切に処理すること」についていずれも測定目標を達成しており、効率的な運用ができたと評価できます。</p> <p>○国際労働関係事業は平成23年度執行額が未確定であるため、平成22年度実績で評価します。</p> <p>同事業においては、人的ネットワークの基礎となる研修参加者の数を一定程度確保しつつ、本事業の予算を不断に見直すことにより、コストの適正化に努めています。平成21年度は執行額399,399千円で1,379人(1人当たり289,629円)が研修に参加しているところ、平成22年度では執行額383,969千円で1,380人(1人当たり278,238円)が研修に参加しており、平成21年度に比べて、より効率的に実施できたと考えます。</p> <p>○以上に記載した各事務事業は全て効率的に実施できたと評価しており、「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること」とした施策目標は、効率的に実施できたと考えます。</p>

	<p style="text-align: center;">評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>○不当労働行為事件の審査 【現状分析】 不当労働行為事件の審査については、事件の迅速かつ的確な処理が進んでいます。しかしながら、他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされており、紛争の迅速化に対する社会の認識の変化への対応が課題です。 【今後の方向性】 このような状況を踏まえ、不当労働行為事件の審査については、さらなる迅速化・的確化に向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えています。</p> <p>○労働争議のあっせん、調停及び仲裁 【現状分析】 労働争議のあっせん、調停及び仲裁については、事件の早期かつ適切な処理が進んでいます。 【今後の方向性】 このような状況を踏まえ、労働争議のあっせん、調停及び仲裁については、さらなる早期化・適切化に向け、当事者の理解と協力の下、事件処理を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>○国際労働関係事業 【現状分析】 国際労働関係事業では、海外の日系企業における労使紛争の解決に、本事業の参加者とその所属組織が尽力した例があります(平成21年、インドネシアにおいて、日系企業による労働者の解雇に反対して、数百人規模のストが発生。4箇月後に終結したが、この解決に当たっては本事業の受講生とその所属組織が尽力しています。)。また、委託先の創意工夫により対象国のニーズに合わせた研修を実施しており、発展途上国の労使関係者から高い評価を得ています(平成22年度の満足度調査では、招へい研修事業では97.2%、現地セミナー事業では98.6%が「有意義であった」と回答)。さらに、本事業の過去の参加者の中には、各国の有力者になって活躍している人もいます。 本事業では、研修修了後に、本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等に基づく雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において実際に活用するかどうかを、当該組織から報告させて、その報告により本事業の効果を検証することとしています。 【今後の方向性】 今後とも、継続的な事業の実施により人的ネットワークの維持を図るとともに、継続的に予算の執行状況の精査を行い、事業の効率性も維持しつつ、予算要求額に反映していくこととします。さらに、過去の研修修了者を再招へいしフォローアップする事業の一環として、平成24年度事業から、研修修了後に本事業で得た知見をどの程度周囲に伝播したのかを報告させることで、有効性、効率性の観点からの効果の検証も行う予定です。</p> <p>○施策全体 指標1は単独の事務事業の評価として測定できるものではなく、指標2、3、4及び5の各事務事業を継続的に実施していくことにより、集团的労使関係が安定的に推移しているか否かが確認できると考えています。 【現状分析】 平成20年度以降、予算額の縮減が続く中、指標1の実績値は、平成21年度が81%、平成22年度が88%、平成23年度は87%といずれも目標(50%)を達成しています。労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合が80%以上で推移していることで、施策目標が達成できていると判断できます(平成24年度からは目標値を75%に引き上げています)。 【今後の方向性】 引き続き、予算の適正化とさらなる効率化に努め、集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図っていくこととします。</p>
--	---	---

<p>評価結果の政策への反映の方向性</p>	<p>予算について</p>	<p>以下の口で困った方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) (中央労働委員会関係。執行実績を踏まえた見直しのため。) (国際労働関係事業。旅費の見直し等による効率化のため。)</p>
	<p>税制改正要望について</p>	<p>—</p>
	<p>機構・定員について</p>	<p>—</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第1回政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成24年7月13日)において、以下のご指摘を頂きました。 ・H16労組法改正の効果検証や運用改善、労使紛争関係機関の連携強化、労働委員会の体制強化をお願いしたい。 →H16労組法改正については、中労委の命令取消率が平成23年はゼロになり、適切な命令になっているのではないかと考えています。連携強化、体制強化については、労働委員会活性化のための検討委員会報告書の中にも盛り込まれており、取り組んでまいります。 ・不当労働行為事件の審査について、単に迅速化が図られているかという観点で有効性を評価するのではなく、高い解決率を維持しつつ迅速化が図られているかという観点で有効性を評価すべきではないか。 →高い解決率を維持しつつ、平均処理日数の短縮や長期滞留事件の大幅な減少を実現しており、有効性の評価欄の記述を修正しその旨を明記しました。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 厚生労働省における政策評価に関する基本計画 URL: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/keikaku-kekka-p.pdf 労使関係総合調査(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html 審査の期間の目標(指標2、3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/churoi/shinsa/futou/futou06.html 審査の期間の目標の達成状況(平成23年末)(指標2、3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/churoi/pdf/happyou_shiryoushou_20120210_1.pdf 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0587.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0606.pdf 雇用保険二事業懇談会の概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken04/pdf/23_youshi02.pdf</p>
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(労働担当)付 労政担当参事官室 中央労働委員会事務局 総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>荒木祥一参事官 川口達三総務課長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	---	---------------	-----------------------------	-----------------	----------------

- (注1) 労働組合法第27条の18に基づき、平成20年～22年に係る「審査の期間の目標」として、①再審査申立事件は、1年6か月以内のできる限り短期間に終結させるとともに、②長期滞留事件(平成19年末において1年6か月以上係属している事件、93件)については、平成22年末までに当事者の理解と協力の下にできる限り解消を図ることとしている目標に対する実績であり、平均処理日数は、平成17年以降申立事件のうち、各年において終結した事件の平均処理日数です。
- (注2) 労働組合法第27条の18に基づき、平成23年～25年に係る「審査の期間の目標」として、①再審査申立事件は、1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させるとともに、②同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件や平成17年改正の労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件(平成22年11月44件)については、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととしている目標に対する実績であり、②の事件は除外しています。

実績評価書

(厚生労働省24(IV-3-1))

施策目標名	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（施策目標IV-3-1）						
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること (施策目標2)障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること (施策目標3)若年者の雇用の安定・促進を図ること (施策目標4)就職困難者等の円滑な就職等を図ること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、安定した雇用確保の促進、再就職の促進、就業機会の確保等の措置を講じ、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることとしています。 また、公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが開始される平成25年度を目前に控え、65歳まで希望者全員の雇用が確実に確保されるよう、制度的な対応を検討するとともに、企業の取組に対して必要な支援等を行っていきます。 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的として、 ・障害者雇用率制度(※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づける制度)の運用 ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施 ・雇用・福祉等との連携等による地域における障害者の就労支援力の強化等を実施しています。 若年者については、就職環境が厳しい状況のなか、安定した職業に就くことができるよう、新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等によるきめ細かな職業紹介・職業紹介の実施、フリーター等に対する個々の状況に応じた就職支援を実施しています。 また、「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)における雇用・人材戦略において、2020年までに実現すべき成果目標として、高齢者については「60歳～64歳までの就業率63%」としており、障害者については「実雇用率1.8%」とすること、「若年フリーター124万人」など、雇用の促進に取り組むこととしています。						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)高齢者等雇用安定・促進費：高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費(全部) 〔平成24年度予算額：12,001,982千円〕 ：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) 〔平成24年度予算額：10,320,013千円〕 東日本大震災復興会計 (項)社会保障等復興政策費：高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費(全部) 〔平成24年度予算額：781,313千円〕 ：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) 〔平成24年度予算額：2,099,757千円〕 労働保険特別会計雇用勘定 (項)高齢者等雇用安定・促進費：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) 〔平成24年度予算額：169,573,263千円〕 (関連税制) 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置として、機械等の割増償却制度(平成25年度まで)、不動産取得税及び固定資産税の特例措置(平成24年度まで)、事業所税の特例措置(恒久措置)等を設けています。						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	当初予算(a)	102,153,353	206,105,885	158,932,477	149,986,093	194,776,328	234,446,727
	補正予算(b)	154,587,313	459,277,696	106,204,403	409,443,836	0	
	繰越し等(c)	▲2,510,000	0	105,592,362	4,739	0	
	合計(a+b+c)	254,230,666	665,383,581	370,729,242	559,434,668	194,776,328	
	執行額(千円、d)	245,427,247	556,296,070	336,230,558	541,436,919		
執行率(%、d/(a+b+c))	96.5%	83.6%	90.7%	96.8%			

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	①障害者基本計画 ②重点施策実施5か年計画 ③新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～ ④「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について ⑤「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について ⑥「日本再生の基本戦略」について ⑦社会保障・税一体改革大綱	①平成14年12月24日(閣議決定) ②平成19年12月25日(障害者施策推進本部決定) ③平成22年6月18日(閣議決定) ④平成22年9月10日(閣議決定) ⑤平成22年10月8日(閣議決定) ⑥平成23年12月24日(閣議決定) ⑦平成24年2月17日(閣議決定)	①5. 雇用・就業 ②5. 雇用・就業 ③Ⅵ雇用・人材戦略 1. 若者の就労促進 3. 高齢者の就労促進 4. 障がい者の就労促進 ④Ⅲ緊急的な対応の具体策 1「雇用の基盤づくり」 (1)新卒者雇用に関する緊急対策 ⑤1. 雇用・人材育成 (1)新卒者・若年者支援の強化 ⑥4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ⑦5. 就労促進、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現

測定指標	指標1 労働力調査における60～64歳の就業率	基準値	実績値					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
		-	57.2%	57.0%	57.1%	57.3%	57.0%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	57.0%以上	-	
指標2 訪問個別指導(シルバー人材センター連合本部)	基準値	実績値					目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	16件以上	17件	16件	16件	16件	16件以上	16件以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	16件以上	16件以上	-	
指標3 公共職業安定所における就職件数(障害者)	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	52,931件以上	44,463	45,257	52,931	59,367	59,367件以上		
	年度ごとの目標値	-	-	-	前年度実績以上(52,931件)	前年度実績以上(59,367件)	-	
指標4 障害者の雇用率達成企業割合	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	47.0% (平成22年6月1日現在)	44.9% (平成20年6月1日現在)	45.5% (平成21年6月1日現在)	47.0% (平成22年6月1日現在)	45.3% (平成23年6月1日現在)	43.0%以上 (平成25年6月1日現在)		
	年度ごとの目標値	-	-	45.0%以上 (平成23年6月1日現在)	47.0%以上 (平成24年6月1日現在)	43.0%以上 (平成25年6月1日現在)	-	
指標5 障害者トライアル雇用事業の開始者数	基準値	実績値					目標値	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度		
	-	8,321	8,545	10,650	11,378	9,200人以上		
	年度ごとの目標値	-	-	-	9,000人以上	9,200人以上	-	
指標6 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練	基準値	実績値					目標値	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度		
	-	-	-	77.5%	-	60.0%以上		
	年度ごとの目標値	-	-	-	60.0%以上	60.0%以上	-	
指標7 ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数	基準値	実績値					目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	24万人以上	-	-	-	25.0万人	24万人以上		
	年度ごとの目標値	-	-	-	24万人以上	24万人以上	-	

	基準値	実績値					目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標8 学卒ジョブサポーターの支援による ①正社員就職者数 ②開拓求人数	①10万4千人以上 ②11万1千人以上	—	—	—	①16万3千人 ②17万6千人	/	①12万4千人以上(大卒等8万人以上、高卒等4万4千人以上を目安に取り組む) ②12万9千人以上
年度ごとの目標値	/	—	—	—	①10万4千人以上 ②11万1千人以上	①12万4千人以上(大卒等8万人以上、高卒等4万4千人以上を目安に取り組む) ②12万9千人以上	/
	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
指標9 特定就職困難者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職者割合	—	支給対象者 1.5% 一般 3.3	支給対象者 1.9% 一般 3.5	支給対象者 3.0% 一般 5.0	支給対象者 2.1% 一般 5.8	/	年度ごとの目標値と同じ
年度ごとの目標値	/	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下					/

有効性の評価	<p><高齢者> 測定指標1については平成24年度から新たに目標を設定したのですが、評価については今年度の実績を踏まえて行います。 測定指標2については、平成23年度においては、高年齢退職者等に対し、就業機会を確保・提供するシルバー人材センター事業を円滑かつ適正に実施するため、目標値と同数の16件の各都道府県シルバー人材センター連合本部を訪問指導しました。これは、訪問指導を実施するための実施要領に基づき、各都道府県シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導等を適切に行われたと評価できます。</p> <p><障害者> 測定指標3については、平成23年度のハローワークにおける就職件数は約6万件と過去最高を更新し、目標としていた前年度実績を大幅に上回っています(対前年度比12.2%増)。これは、様々な障害特性に応じて、ハローワークでの各種助成金の支給、職場適応援助者による支援、関係機関と連携した就職支援等、雇用支援策の充実を図っていることなどが要因と考えられます。 測定指標4については、障害者雇用率制度の改正(短時間労働者の算入等)により実績は若干低下しましたが、法定雇用率達成企業割合は45.3%と目標値である45%を上回る実績を上げています。これは、ハローワークにおける雇用率達成指導が一定の効果を上げたものと考えられますが、達成企業割合は未だ半分にも満たないことから、引き続き、雇用率達成指導を厳正に実施していく必要があります。 測定指標5については、平成23年度の障害者トライアル雇用事業の開始者は11,378件と、目標としていた9,000件を上回る実績となっており、事業主の障害者雇用の理解の推進に関し、有効な施策となっています。 測定指標6については、「サポーターによる支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者」について目標を達成していることから、サポーターによるカウンセリング支援などが精神障害者の就職に向けた取組の推進に有効に働いているものと評価できます。</p> <p><若年者> 測定指標7については、平成23年度には、ハローワークの職業紹介により設定目標の24万人を上回る約25.0万人の正規雇用化を実現しており、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等による支援が、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能しているものと評価しています。 測定指標8については、厳しい就職環境の中でも、ジョブサポーターの活動などにより、新卒者の就職内定率の改善に貢献しています。特に、平成24年1月から3月に実施した「卒業前最後の集中支援」により、当該期間中に15,543人現役大学生の就職が決定しており、内定率にして約4ポイントの押し上げ効果があるなど、新卒応援ハローワーク等によるジョブサポーターのきめ細かな就職支援が着実に効果を上げていると評価しています。</p> <p><就職困難者> 測定指標9については、平成23年度には当該助成金の支給対象者の事業主都合離職割合(2.1%)が同時期における、対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合(5.8%)以下となっており、施策目標を上回る効果を出しています。このように、就職困難者の事業主都合離職割合が低く抑えられていることから、就職困難者の雇用の安定を図ることに寄与していると考えられます。</p>
--------	--

<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>効率性の評価</p>	<p><高齢者> 測定指標1については平成24年度から新たに目標を設定したのですが、評価については今年度の実績を踏まえて行います。</p> <p><障害者> トライアル雇用事業の開始者1人あたりに係る費用は、86,219円/人(前年度94,332円/人)と前年度と比較して削減されており、年度の目標値についても達成していることから、当該事業については効率的かつ効果的に実施できたと評価します。 また、平成23年度から精神障害者トータルサポーターについては、年度の目標値を達成するとともに、従来のカウンセリング業務に加え、事業主に対する意識啓発等を一体的に実施していることから、精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援を効果的かつ効率的に実施できたと評価します。</p> <p><若年者> フリーター等正規雇用化支援事業による就職者の1人あたりに係る費用は5,923円となっており、年度の目標値についても達成していることから、当該事業については効率的かつ効果的に実施できたと評価します。 また、新卒者等の就職支援についても、年度の目標を達成するとともに、学校や民間等による支援では不十分な部分(支援対象、支援時期等)を担っており、効率的かつ効果的に実施できたと評価します。</p> <p><就職困難者> 特定就職困難者雇用開発助成金の対象労働者1人あたりにかかる費用の平均は739,260円/件ですが、対象事業主一律に定額を支給するのではなく、対象労働者の就職困難度や勤務時間、企業規模に応じて何通りもの助成額を設定しており、実態に即した金額を支給しているため効率的であるといえます。</p>
	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p><高齢者> 【現状分析】 急速な高齢化の進行による労働力人口の減少が懸念される中、高齢者の就業率の上昇が求められています。また、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢は、平成25年度から段階的に65歳まで引き上げられることになっており、雇用と年金を確実に接続させ、定年後無年金・無収入となってしまう人が出るのを防ぐことが必要です。 さらに、今後高齢化社会が急速に進む中で、高齢者が就業する機会の確保は重要であり、各都道府県シルバー人材センター連合本部を訪問指導することにより、高齢者の就業機会を確保するシルバー人材センター事業を実施しています。 【今後の方向性】 雇用と年金を確実に接続させ、65歳までの希望者全員の雇用を確保する必要があることから、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成24年通常国会に提出しました。改正法が成立した場合には、円滑な施行に向けて周知徹底を図ります。 平成24年度は従来の取組に加えて、地域の事業主団体を活用した希望者全員が65歳まで働ける制度の更なる普及など、60歳代前半の高齢者の安定した雇用の確保を図ります。 次年度に向けて、高齢者の就業機会を確保するために、従来どおり各都道府県シルバー人材センター連合本部を訪問指導等を実施することとします。</p> <p><障害者> 【現状分析】 雇用情勢が依然として厳しい状況にある中で、平成23年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は59,367件(対前年比12.2%増)と過去最高となり、また、就職率も40.0%(同0.1%増)と、2年連続で上昇しました。 また、平成23年6月1日現在の雇用状況は、民間企業の障害者の雇用者数が8年連続で過去最高を更新し、366,199人(前年同日342,973.5人)となるなど、一層進展しています。 【今後の方向性】 以上の指標の結果から、平成23年度において一定程度の障害者雇用の促進がはかられたものと評価できますが、ハローワークを利用する精神障害者が急増していることや法定雇用率を達成した企業の割合が45.3%と依然として半数に満たないことから、引き続き、精神障害者等に対するきめ細かな就労支援や未達成企業に対する障害者雇用率達成指導を実施する必要があります。</p> <p><若年者> 【現状分析】 平成24年3月卒の新卒者の内定状況は、高校・大学ともに前年を上回る水準となりましたが、依然として厳しいです(高校96.7%、大学93.6%)。また、フリーターの数は、217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少したものの、平成21年から増加に転じ、平成23年は176万人と前年差2万人増(被災地除く)となっています。このことから、若年者の就職環境は依然として厳しく、安定した雇用の確保が懸念されます。 【今後の方向性】 平成24年度においても、引き続き、新卒者の就職支援の強化や、ハローワークにおけるフリーター等に対する支援の実施により、若年者の一層の安定・促進に向けた取組を進める必要があります。</p> <p><就職困難者> 【現状分析】 特定就職困難者雇用開発助成金の平成23年度の支給決定件数は124,467件(対前年比18.4%増)となっています。また、助成対象となった労働者の事業主都合割合離職者が、対象でない者の事業主都合離職割合以下とすることを目標としています。一般労働者5.8%に対して対象労働者2.1%と当該目標を達成しており、有効性及び効率性の観点からも就職困難者の雇用の促進や職場定着につながっているとと言えます。 【今後の方向性】 今後も、実績を踏まえた適切な予算要求を行い、引き続き効率的・効果的な執行に努めていきます。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) さらに高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図っていくため。
	税制改正要望について	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長などの税制改正要望を検討します。なお、障害者の「働く場」に対する発注促進税制に係る検討の詳細は、別途作成する租税特別措置に関する政策評価書を参照下さい。
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	第1回政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成24年7月13日)において、以下のご指摘を頂きました。 ①指標(4を除く)の目標値の見直しをすべき。 →25年度の計画の策定時に検討します。 ②指標4に関して、来年度の雇用率の引き上げに対して周知の徹底と労使の取組支援に努めるべき。 →ご指摘を踏まえて適切に対応していきます。
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>○障害者基本計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html)</p> <p>○重点施策実施5か年計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf)</p> <p>○障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/zeisei.pdf)</p> <p>○「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について (http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/keizaitaisaku.pdf)</p> <p>○「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について (http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/keizaitaisaku_step2.pdf)</p> <p>○「日本再生の基本戦略」について (http://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/k-s-kouzou/shiryoku/k-s-6kai/pdf/1.pdf)</p> <p>○障害者基本計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf)</p> <p>○重点施策実施5か年計画 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf)</p> <p>○障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shisaku/jigyounushi/index.html#yugusochi)</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf)</p> <p>【関連法令】</p> <p>○高齢者等の雇用の安定に関する法律 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1367)</p> <p>○障害者の雇用の促進等に関する法律 (http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8f%e1%8a%51%8e%d2&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S35HO123&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)</p> <p>○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239)</p> <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <p>○希望者全員65歳雇用確保達成事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h24_gyousei_review_sheet/pdf/0023.pdf)</p> <p>○中高年齢者雇用対策費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0331.pdf)</p> <p>○高年齢者雇用基盤整備事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0680.pdf)</p> <p>○65歳継続雇用等推進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0809.pdf)</p> <p>○定年引上げ等奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0681.pdf)</p> <p>○高年齢者就業機会確保等事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0810.pdf)</p> <p>○障害者試行雇用奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0327.pdf)</p> <p>○精神障害者等ステップアップ奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0328.pdf)</p> <p>○働く障害者からのメッセージ発信事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0332.pdf)</p> <p>○医療機関等との連携による精神障害者等の就労支援の実施 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0586.pdf)</p> <p>○障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0675.pdf)</p> <p>○特例子会社等設立促進助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0677.pdf)</p> <p>○発達障害者雇用開発助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0678.pdf)</p> <p>○難治性疾患患者雇用開発助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0679.pdf)</p> <p>○雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0686.pdf)</p> <p>○障害者雇用促進関係経費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0811.pdf)</p> <p>○障害者等の職業相談経費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0812.pdf)</p> <p>○障害者雇用状況等の調査 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0813.pdf)</p> <p>○発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0814.pdf)</p> <p>○精神障害者雇用安定奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0889.pdf)</p> <p>○障害者雇用促進のための意識改革形成促進事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0891.pdf)</p> <p>○重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0027.pdf)</p> <p>○職場支援従事者配置助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0028.pdf)</p> <p>○精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0029.pdf)</p> <p>○フリーター等正規雇用化支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0802.pdf)</p> <p>○新卒者等に対する就職支援 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0799.pdf)</p> <p>○外国人雇用サービス等運営費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0807.pdf)</p> <p>○日系人集住地域を管轄する公共職業安定所のマッチング機能の強化 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0808.pdf)</p> <p>○外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0334.pdf)</p> <p>○雇用・適正就労対策費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0806.pdf)</p> <p>○難民就職促進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0511.pdf)</p> <p>○母子家庭の母等に対する就労支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0788.pdf)</p> <p>○中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0789.pdf)</p> <p>○刑務所出所者等就労支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0790.pdf)</p> <p>○アイヌ地区住民就職促進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0792.pdf)</p> <p>○在日韓国・朝鮮人等就職差別解消啓発指導費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0794.pdf)</p> <p>○公正採用選考等推進費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0794.pdf)</p> <p>○住居・生活総合支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0795.pdf)</p> <p>○日雇労働者等技能講習事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0796.pdf)</p> <p>○ホームレス等に対する就労支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0921.pdf)</p> <p>○「福祉から就労」支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0019.pdf)</p> <p>○生活・就労総合支援事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0620.pdf)</p> <p>○特定就職困難者雇用開発助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0669.pdf)</p>
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	高齢者雇用事業室長 上田 国土 障害者雇用対策課長 山田 雅彦 若年者雇用対策室長 久知良 俊二 雇用開発課長 北條 憲一	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	--	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(IV-4-1))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること (施策目標IV-4-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)雇用保険の給付を適正に行うこと (施策目標2)セーフティネットとして財政が安定していること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法第10条等							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)失業等給付費(全部)[平成24年度予算額:1,779,020,408千円] (項)業務取扱費(全部)[平成24年度予算額:29,493,698千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,485,294,652	1,579,776,939	2,679,016,913	2,271,569,542	1,808,514,106	1,813,831,884
		補正予算(b)	0	680,684,285	0	296,057,594	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,485,294,652	2,260,461,224	2,679,016,913	2,567,627,136	1,808,514,106	
	執行額(千円、d)	1,349,592,338	1,980,506,363	1,661,646,310	1,809,452,763			
執行率(%、d/(a+b+c))	90.9%	87.6%	62.0%	70.5%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 不正受給の件数	基準値	実績値					目標値
		平成23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		集計中	7,101	8,442	8,174	集計中		前年度以下
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	【参考】指標2 収入額	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	22,896	20,508	20,467	集計中		-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	【参考】指標3 支出額	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		15,907	22,481	18,221	集計中		-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

【参考】指標4 積立金残高	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
	-	55,821	53,870	55,746	集計中		-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>測定指標1については、不正受給の態様として、正社員の前のアルバイト期間の申告を行わないなど就職の未申告に関するものが約85%占めていることに対応するため、自己就職した旨の申告をした者に対して採用証明書を提出するようにしたところであり、これにより失業等給付に係る不正受給の件数を減らしていくことで適正な給付を行うことができると評価します。</p> <p>測定指標2～4については、収入額、支出額、積立金残高のバランスと必要な給付に支障を来たすことは無かったことから安定的に運営されていると評価します。</p>
	効率性の評価	<p>測定指標1については、不正受給の調査の徹底を図るため、①要調査対象事案の整理簿への記録、②処理状況の管理者や労働局への報告、③報告を受けた管理者や労働局の指導・助言及び給付調査官等の業務担当者の業務が集中している場合の体制面も含めた措置の実施、④不正受給等返還金を現金により収受する場合における複数職員での対応を徹底し、不正受給の未然防止に努めるとともに、疑いのある事案が発見された場合には速やかに調査を行えたことから、効率的に実施できたと評価します。</p> <p>測定指標2～4については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるように努めています。平成23年度の雇用保険料率は、当時の制度上の下限である「1.2%」としていましたが、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。これにより、効率的な財政運営を行うことができたことと評価します。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 測定指標1については、不正受給に係る対応は、他の業務に比して業務の難易度が高いものです。そして、適正な給付を行うためには必要不可欠なものでありますが、不正受給には様々な事例があり、限られた人員では対応が容易ではないことが課題です。</p> <p>測定指標2～4については、雇用保険制度は雇用のセーフティネットであり、財政の安定は図られていますが、今後もセーフティネット機能を強化しつつ、安定的な財政運営を確保する必要があります。そのため、現在暫定的に引き下げられている雇用保険の国庫負担を本則復帰(1/4)させることが課題です。</p> <p>【今後の方向性】 測定指標1については、各労働局の不正受給への対応をとりまとめ不正受給対策マニュアルを作成し、各労働局に情報提供を行い、より適正な給付を行えるような取組を進めていきます。</p> <p>測定指標2～4については、平成23年度に雇用保険法等の改正を行い、雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直しを行いました。引き続き、雇用保険法附則第15条の規定により、雇用保険制度の国庫負担金の本則復帰(1/4)を目指すべく所要の措置を行っていきます。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額)
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知 見の活用	原案を中央大学大学院戦略経営研究科大橋勇雄教授にご覧いただき、雇用保険制度における失業給付の各給付金の支給額を指標とする等の指標の設定の見直しを行うべきとの指摘をいただきました。 →25年度の計画の策定時に検討します。
---------------------	--

参考・関連資料等	<p>○雇用保険事業月報・年報 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html)</p> <p>【関連法令】</p> <p>○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239)</p> <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <p>○失業等給付費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0695.pdf)</p>
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 土田 浩史	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	--------------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(V-1-1))

施策目標名	多様な職業能力開発の機会を確保すること(施策目標V-1-1)							
施策の概要	本施策は、労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められています。</p> <p>また、同法第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において、ジョブ・カードの普及促進、職業能力評価基準の改善・普及促進、労働者の能力開発やキャリア形成支援のため積極的な取組を行う企業の支援、キャリア・コンサルティングを受けることができる環境の整備等を行っていく必要があるとされています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計 (項)職業能力開発強化費(全部) [平成24年度予算額: 3,457,992千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業能力開発強化費(全部) [平成24年度予算額: 53,175,478千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	42,629,963	55,602,425	56,748,059	56,556,583	56,633,470	54,661,459
		補正予算(b)	1,308,955	359,576,140	211,500,000	4,432,868	-	
		繰越し等(c)	-	-	2,832,432	-	363,130	
		合計(a+b+c)	43,938,918	415,178,565	271,080,491	60,989,451	56,996,600	
	執行額(千円、d)	42,018,977	360,489,054	271,017,722	51,432,476			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.6%	86.8%	100.0%	84.3%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	新成長戦略		平成22年6月18日閣議決定		第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (6)雇用・人材戦略 ・ジョブ・カード取得者数300万人 ・公共職業訓練受講者の就職率: 施設内80%、委託65%			

測定指標	指標1 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		63.7%	68.3%	62.4%	63.7%	65.6%(速報値)	65.0%
	年度ごとの目標値		65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	
測定指標	指標2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		77.6%	74.5%	73.9%	77.6%	79.5%(速報値)	80.0%
	年度ごとの目標値		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
測定指標	指標3 公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		89.1%	89.1%	87.3%	89.1%	91.7%(速報値)	90.0%
	年度ごとの目標値		95.0%	95.0%	95.0%	90.0%	
測定指標	指標4 公共職業訓練(在職者訓練)の修了者における満足度	基準値	実績値				目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		98.6%	98.3%	98.3%	98.6%	98.7%	80.0%
	年度ごとの目標値		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	

指標5 ジョブ・カード取得者数	基準値	実績値					目標値
	平成20年4月から平成24年3月末までの累計値(推計)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平成24年度まで平成32年まで
	約69万人	約6.5万人	約22.8万人	約45.2万人	約67.2万人		100万人 300万人
	年度ごとの目標値		10万人	25万人	50万人	78万人	
指標6 雇用型訓練の就職率	基準値	実績値					目標値
	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	委託訓練活用型デュアルシステムの就職率75.2%	94.6%	85.6%	87.5%	89.7%		75%以上
	年度ごとの目標値		75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	
指標7 キャリア形成促進助成金事業において、助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	92%	—	—	—	87%		90%
	年度ごとの目標値		—	—	—	90%	
指標8 技能検定受験申込者数	基準値	実績値					目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	746,053人	666,340人	746,053人	775,119人	781,539人		前年度実績以上
	年度ごとの目標値		前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	
指標9 キャリア・コンサルタント養成数	基準値	実績値					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	7万人	5万3千人	6万2千人	7万人	7万5千人		8万人
	年度ごとの目標値		—	—	6万人	7万5千人	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(指標1)は、目標値である65%を達成しています。一方、公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(指標2)については、厳しい雇用失業情勢の中、目標値である80%を下回っているものの、約99%の目標達成率となっており、引き続き公共職業訓練(離職者訓練)を実施することは、多様な職業能力開発の機会を確保するために有効であると評価できます。</p>
	効率性の評価	<p>公共職業訓練(離職者訓練)は、施設内で国((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)が自ら行うとともに、都道府県が地域の実情に応じた訓練を実施するほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、都道府県との役割分担や民間の活用が効果的に行われているという観点から、効率的に施策を実施していると評価できます。</p> <p>また、平成23年度より、公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の予算額を約56億円削減しましたが、測定指標である委託訓練の就職率(指標1)について、現時点の速報値では前年度実績を上回っているため、効率的に実施できたと評価できます。</p>

	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】 厳しい雇用失業情勢にも関わらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得と通じた再就職の促進を図ることは、依然として有効な政策であると評価できます。 また、多様な職業能力開発の機会の確保に当たっては、 ①ジョブ・カード制度を推進すること ②助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと ③キャリア・コンサルティング環境を整備すること など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要がありますが、これらの施策についても概ね着実に実績が上がっており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があったものと考えられます。 しかし、 ①公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率について、厳しい雇用失業情勢の中、目標達成率が約98%とはいえ、目標を下回っていること、 ②ジョブ・カード取得者数について、着実に実績を積み上げているとはいえ、目標を下回っていることが課題として上げられます。</p> <p>【今後の方向性】 多様な職業能力開発の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていきます。 なお、公共職業訓練の就職率を上げるため、関係機関の更なる連携等による職業訓練関係業務の効果的な実施を行うとともに、ジョブ・カード取得者数を目標に近づけるため、平成24年度には、公的職業訓練においてもジョブ・カードの活用を全面的に導入したところであり、引き続き、制度の積極的な普及に努め、ジョブ・カードの一層の普及促進を図ることとしています。</p>
--	---	--

<p>評価結果の政策への 反映の方向性</p>	<p>予算について</p>	<p>以下の口で困った方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・引き続き、効果的な公共職業訓練等の実施に必要な予算を要求する一方で、各事業の内容を見直し、経費縮減を図るため。</p>
	<p>税制改正要望について</p>	<p>-</p>
	<p>機構・定員について</p>	<p>以下の方向で検討します。 ・組織要求 (若年層の不安定就労者や生活困窮者等の特別な配慮を要する層に応じた職業訓練の企画・実施を通じた就職を実現するために必要な体制整備を図る。)</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第1回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(平成24年7月13日開催)で議論いただいたところ、「指標6(雇用型訓練の就職率)は、実績が高いので、目標を高め設定すべき。」との意見が出されました。ご指摘の点については、25年度実施計画の策定時に検討することとします。</p>
------------------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ○第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/ourei/H110415M0010.pdf ○公共職業訓練の修了者における就職率(指標1~3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kousyoku/ ○関連事業の行政事業レビューシート URL: (公共職業訓練関係)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0819.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0699.pdf (「ジョブ・カード制度」普及促進事業) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0709.pdf (キャリア形成促進助成金)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0708.pdf (技能検定の実施)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0820.pdf (キャリア・コンサルティング普及促進事業) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0705.pdf</p>
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>職業能力開発局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 土屋喜久</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	----------------	---------------	------------------	-----------------	----------------

実績評価書

(厚生労働省24(VI-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること (施策目標VI-1-1)</p>																																																					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 ・男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進すること</p>																																																					
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に基づき、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されながら、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を進めています。 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)により、国は、育児休業制度、介護休業制度、短時間勤務制度等の普及・定着に向けて事業主を指導し、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めています。 ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、その履行を確保するため、事業主に対する助言、指導を行っています。 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)に基づき、事業主への相談・支援・行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に取り組む事業主に対して奨励金を支給するなど、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の実現のための取組を推進しています。 ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)では、2020年までに25～44歳までの女性の就業率を73%、第1子出産前後の女性の継続就業率を55%、男性の育児休業取得率を13%にするという数値目標を掲げるとともに、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」ことにしています。 ○「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)では、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保や男女の仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられています。 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)では、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標を掲げています。</p>																																																					
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計(組織)厚生労働本省(項)男女均等雇用対策費(全部) [平成24年度予算額103,855千円] 一般会計(組織)都道府県労働局(項)男女均等雇用対策費(全部) [平成24年度予算額:106,616千円] 労働保険特別会計労災勘定(項)労働安全衛生対策費(一部) [平成24年度予算額:421,324千円] 労働保険特別会計雇用勘定(項)男女均等雇用対策費(全部) [平成24年度予算額:12,143,771千円] 本施策に関連し、平成23年度から25年度までの間、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業に対する割増償却の制度」を行っています。</p>																																																					
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>15,803,860</td> <td>16,359,106</td> <td>14,677,410</td> <td>14,175,131</td> <td>12,775,566</td> <td>10,585,451</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>48,274</td> <td>201,700</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>15,852,134</td> <td>16,560,806</td> <td>14,677,410</td> <td>14,175,131</td> <td>12,775,566</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td>—</td> <td>14,220,236</td> <td>13,710,776</td> <td>11,216,912</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>—</td> <td>85.9%</td> <td>93.1%</td> <td>77.7%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,803,860	16,359,106	14,677,410	14,175,131	12,775,566	10,585,451	補正予算(b)	48,274	201,700	0	0	0		繰越し等(c)	0	0	0	0	0		合計(a+b+c)	15,852,134	16,560,806	14,677,410	14,175,131	12,775,566		執行額(千円、d)		—	14,220,236	13,710,776	11,216,912			執行率(%、d/(a+b+c))		—	85.9%	93.1%	77.7%			
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額																																																
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,803,860	16,359,106	14,677,410	14,175,131	12,775,566	10,585,451																																															
	補正予算(b)	48,274	201,700	0	0	0																																																
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0																																																
	合計(a+b+c)	15,852,134	16,560,806	14,677,410	14,175,131	12,775,566																																																
執行額(千円、d)		—	14,220,236	13,710,776	11,216,912																																																	
執行率(%、d/(a+b+c))		—	85.9%	93.1%	77.7%																																																	

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	①新成長戦略 ②施政方針演説(野田総理) ③社会保障・税一体改革大綱	①平成22年6月18日 ②平成24年1月24日 ③平成24年2月17日	①雇用・人材戦略において、以下の数値目標を設定。 2020年までに25から44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性育児休業取得率13% また、同戦略において「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」と明記。 ②「社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵」であることを表明。(二) ③「『分厚い中間層』が支える大きな格差のない社会」(第1部第1章)、「非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善などを図る。」(第2章V)、「『全員参加型社会』や『ディセント・ワーク』の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤を強化し、『分厚い中間層』を復活させるため、喫緊の課題である高年齢者雇用対策、有期労働契約、パートタイム労働対策、雇用保険制度について、見直しを行う。」(第3章5(1))と明記。

測定指標	指標1 都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合(年度内)	基準値	実績値					目標値
			-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	-	94.8%	95.5%		90%
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%		
指標2 ポジティブ・アクション取組企業割合	基準値	実績値					目標値	
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	
	-	-	-	28.1%	31.7%		40.00%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	34%		
指標3 男性の育児休業取得率	基準値	実績値					目標値	
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	
	-	1.23%	1.72%	1.38%	2.63%		13%	
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
指標4 次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	基準値	実績値					目標値	
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	
	-	652	845	1,015	1,219		2,000社	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
指標5 パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の是正割合	基準値	実績値					目標値	
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度	
	-	93.2%	96.5%	96.9%	98.3%		90%以上	
	年度ごとの目標値		80%以上	80%以上	90%以上	90%以上		
指標6 短時間勤務を選択できる事業所の割合	基準値	実績値					目標値	
	17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	
	-	-	-	13.4%	20.5%		29%以上	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		

	有効性の評価	<p>指標1については、実績値が目標値を上回り、男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局が法違反に対して是正を求める行政指導を適切に実施したことが有効であったと評価できます。</p> <p>指標2については、目標値には2.3%達しておりません。この要因として、当該目標を今後取り組む予定としている企業の割合を踏まえ設定したものの、未だ取組が進んでいない企業があるものと考えられます。これには企業のノウハウ不足で具体的な取組につながっていない状況が考えられます。</p> <p>指標3については、実績値が前年度を上回り、調査開始以来初の2%台になり、男性が育児休業を取得しやすい環境整備に向けた取組が有効であったと評価できます。</p> <p>指標4については、実績値が前年度を上回り、次世代育成支援のための企業の取組の促進が有効であったと評価できます。</p> <p>指標5については、実績値が目標値を上回り、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保し、正社員への転換を推進するため、事業主等からの相談への対応や、パートタイム労働法に基づく助言、指導を適切に行うとともに、均衡待遇・正社員化推進プランナーが事業主を個別に訪問し、専門的なアドバイスを行う等の取組が有効であったと評価できます。</p> <p>指標6については、実績値が前年度を上回り、人事担当者等に対するセミナーの開催や、ホームページでの短時間正社員制度の導入のノウハウ等に関する情報提供等の取組が有効であったと評価できます。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>施策目標「男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・アクション取組状況については、企業規模や産業によって取組状況が異なることから、取組が遅れている中小企業や産業を重点的に働きかけを行うなど効率的に実施しています。 ・ポジティブ・アクション推進費は平成22年度は265,084千円のところ、ポジティブ・アクションの取組企業割合は28.1%、ポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの年間アクセス件数は122,860件でしたが、平成23年度は215,354千円のところ、ポジティブ・アクションの取組企業割合は31.7%、ポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの年間アクセス件数は130,398件であったことから、平成23年度は効率的に実施できたと評価できます。 <p>施策目標「育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護を行う労働者が働きやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取り組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営を行っています。 ・さらに、男性に対する意識啓発等、夫婦で協力して子育てをする社会の機運を醸成するための事業等は民間企業に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図っています。 ・上記を実施するに当たり、平成22年度の予算額は約114億円で、「都道府県労働局が行った指導の結果、改善または改善の意向を示した事業所数」は99.9%、「男性の育児休業取得率」は1.38%でしたが、平成23年度の予算額は約107億円で、「都道府県労働局が行った指導の結果、改善または改善の意向を示した事業所数」は99.9%、「男性の育児休業取得率」は2.63%であったことから、平成23年度は効率的に実施できたと評価できます。 ・平成24年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金に対し、抜本的改善が必要とされました。 <p>施策目標「パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進すること」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者の雇用管理の改善を図るため、都道府県労働局では、事業所訪問の際にあらかじめ訪問計画を立て、労務管理の専門家による支援が有効と考えられる中小企業に重点を置いて事業所を選定するとともに、訪問の際に奨励金の説明を行うことで、パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保、正社員転換についての事業主の取組を促進するなど効率的に事業を実施しています。 平成22年度は、141人の均衡待遇・正社員化推進プランナーで対応し、支援した事業所数は10,840件でしたが、平成23年度は、116人の均衡待遇・正社員化推進プランナーで対応し、支援した事業所数は9,696件であったことから、平成23年度は効率的に実施できたと評価できます。 ・短時間正社員制度の導入促進・定着については、事業を民間企業に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的に事業を実施しています。 委託事業のシンポジウムに参加した企業のうち、制度導入について検討しようと考えた事業所の割合を8割以上とすることを目標としているところ、平成22年度は、49百万円の委託額で、制度導入を検討しようと考えた企業の割合が87.2%でしたが、平成23年度は、39百万円の委託額で、制度導入を検討しようと考えた企業の割合が96.3%であったことから、平成23年度は効率的に実施できたと評価できます。

評価の総括
(現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)

【現状分析】
○男女が能力を発揮するための就業環境を整備するため、ポジティブ・アクションの取組を促進する必要があります。しかし、今後取り組む予定としている企業においても、未だ企業のノウハウ不足等で具体的な取組につながっていない現状が見られます。
○女性の育児休業取得率は87.8%と高い水準であり、女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)も10年前と比べると多くの年齢階級で労働力率は上昇しています。一方で、3割以上の男性が育児休業の取得を希望していますが、実際の取得率は2.63%となっています。
○仕事と介護の両立については、企業の中核を担う労働者が介護を行うケースが今後急増すると見込まれていること等からも、対応の重要性を認識の上、介護休業制度、介護のための勤務時間の短縮等の措置、介護休暇制度等について、周知・徹底に努めているところです。なお、常用労働者に占める介護休業取得者の割合は低いものの、労働者の望む支援については、休業のみならず、入社・退社時刻を自分の都合で変えられる仕組み等を求める割合が大きくなっています。
○パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法に基づく是正指導や相談・支援のほか、奨励金の支給等により、正社員との均等・均衡待遇の確保や、正社員への転換の実現のための取組を推進しています。

【今後の方向性】
○このため、中小企業を重点的に支援するなど、企業での具体的な取組のための必要な助言を行うとともに、ポジティブ・アクションの必要性やノウハウ、好事例等の積極的情報提供、各企業の男女間格差の「見える化」の推進等に取り組んでいきます。
○新成長戦略に掲げられた2020年までに「男性の育児休業取得率を13%」にするという数値目標の達成に向けて、引き続き、都道府県労働局での行政指導による育児・介護休業法の履行確保や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対するや助成金の活用、男性の育児休業取得促進のための事業(イクメンプロジェクト)等の実施のほか、両立支援に先進的に取り組む企業の事例を紹介したベストプラクティスの普及等を効果的、効率的に行うことで、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を推進していきます。
○仕事と介護の両立については、引き続き、制度を周知するほか、①労働者の家族介護等を理由とする離転職や仕事と介護の両立の状況、②企業の現状や必要な支援等について、実態を把握するための調査等を実施することとしています。
○パートタイム労働に関する施策については、実績値が目標値や前年度の実績値を上回っていることから、引き続き効果的、効率的に実施していきます。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策関係。企業におけるポジティブ・アクション推進強化のため。 ・男性の育児休業取得促進関係及び仕事と介護の両立支援関係。今後の方向性で記載した内容を推進していくため。 ・パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇推進関係。パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の推進や短時間正社員制度の導入・定着の促進を行っていくため。
	税制改正要望について	パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等)を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講ずることを要望しています。要望の詳細は、別途作成する租税特別措置に関する政策評価書を参照してください。
	機構・定員について	-

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第1回政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成24年7月13日)で以下のご指摘を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標2の目標について、女性が活躍できていない現状を改善するために40%より高く設定することを検討できないか。 →まずは、平成23年度の取組企業割合31.7%という状況を踏まえて、現行の目標(平成26年度に40%)を達成するよう取組んでいきます。 ・指標2について、「ノウハウ不足で具体的な取組につながっていない状況が考えられる」とあるが、企業と国のどちらのノウハウ不足なのか、それを踏まえて施策はどうすべきかを書くべき。 →有効性の評価、評価の総括の欄に追加しました。 ・今後の方向性の欄は、「見える化」以外はぼんやり書かれているので、どのような取組をするのか具体的に書くべき。 →今後の方向性の欄に追加しました。 ・ポジティブ・アクションは公表したがない企業も多いので、好事例のウェブサイトは、匿名化すればもっと面白い情報を載せられるのではないかと。 →6月22日に女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議で決定した「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画(働く「なでしこ」大作戦)では、企業の女性活躍状況の「見える化」を推進することとしています。これは、匿名ではなく公表し評価されることにより取組促進につながるという認識に基づき実施するものです。 ・仕事と介護の両立支援についての指標や評価基準を検討するべきではないか。 →評価の総括欄に追記しました。 ・「第1子出生後の女性の継続就業率」を指標に追加すべきではないか。 →データが5年に1度しか取れないため、対応が困難と史料します。 ・男性の育休取得率については、期間の長短や年休での対応等様々な現状を踏まえ、様々な観点から評価すべきではないか。 →現在の指標を継続するものの、様々な調査結果も参考にして施策を実施していきます。
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令：(右記検索サイトから検索できます) URL：http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 仕事と生活の調和憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針 URL：http://www.cao.go.jp/wlb/government/index.html 雇用均等基本調査 URL：http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-23.html 新成長政略 URL：http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ 第3次男女共同参画白書 URL：http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/ 子ども・子育てビジョン URL：http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 労働力調査 URL：http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm 関連事業の行政事業レビューシート URL： http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0719.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0892.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0893.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0034.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0717.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0721.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0718.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0058.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0722.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0723.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0724.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0062.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0826.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0827.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0061.pdf</p>
----------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	雇用均等政策課 吉本 明子 職業家庭両立課 成田 裕紀 短時間・在宅労働課 吉永 和生	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------	--------	--	----------	---------

(注)男女雇用機会均等確保対策については、雇用均等政策課長 吉本 明子
仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備については、職業家庭両立課長 成田 裕紀
パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進については、短時間・在宅労働課長 吉永 和生

実績評価書

(厚生労働省24(VI-2-1))

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							
施策の概要	本施策は、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)を着実に推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が策定する市町村行動計画に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に必要な経費に充てるため、子育て支援交付金(平成17から22年度までは次世代育成支援対策交付金)を交付することにより、市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策を着実に推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)子ども・子育て支援対策費(全部)(平成24年度予算額:30,796,733千円)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	48,299,908	49,588,671	36,701,914	50,442,797	30,796,733	34,496,902
		補正予算(b)	△3,167	105,724	—	△6,6543	—	
		繰越し等(c)	—	—	△15,119	74,550	—	
		合計(a+b+c)	48,296,741	49,694,395	36,686,795	50,450,804	—	
	執行額(千円、d)	46,104,660	47,287,745	35,448,153	37,194,382			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.5%	95.2%	96.6%	73.7%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日 閣議決定		「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」				

測定指標	1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		84.1%	72.2%	84.1%	89.2%	92.3%		100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	2 養育支援訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		55.4%	45.3%	55.4%	59.5%	62.9%		100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	3 ショートステイ事業の実施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		613か所	613か所	637か所	626か所	656か所		870か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	4 トワイライトステイ事業の実施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		304か所	304か所	330か所	339か所	361か所		410か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	5 ファミリー・サポート・センター事業の実施箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		570か所	570か所	602か所	637か所	669か所		950か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	

6 地域子育て支援拠点事業の実施施設か所数(市町村単独分を含む)	基準値	実績値					目標値
	21年度(見込み)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	7,100か所	—	7,134か所	7,354か所	7,555か所		10,000か所
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	
7 一時預かり事業の利用児童数	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	延べ348万人	延べ338万人	延べ295万人	延べ355万人	延べ365万人		延べ3,952万人
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	

有効性の評価	<p>○「子ども・子育てビジョン」で、乳児の全戸訪問の実施促進、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリーサポートセンターの普及促進等により、地域での子育て支援の充実を図ることとしています。</p> <p>○このビジョンでは、5年間(平成26年度まで)を目途とする数値目標を掲げています。その達成に向けて、必要な予算措置を講じるとともに、関係府省と連携して取り組んできました。</p> <p>○その結果として、各指標において毎年度の実績値が前年度を上回る傾向にあります。地域での子育て支援の充実が着実に進んでいることを示しています。</p> <p>※施策の予算((項)子ども・子育て支援対策費)執行率について 平成23年度予算((項)子ども・子育て支援対策費)【雇用均等・児童家庭局育成環境課所管予算】のうち、指標1～7の事業の予算に係る次世代育成支援対策分及び地方独自分(平成22年度までの次世代育成支援交付金に相当)については、予算執行率は88.9%と約9割の執行率でしたが、同予算のうち、待機児童解消先取りプロジェクト分については、子育て支援交付金の根拠法令(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法)が平成23年10月施行となったことに伴い、交付金の執行が半年遅れとなったことにより、平成23年度中に同プロジェクトを実施する自治体が少なかったことなどから、同プロジェクト分の予算執行率は、11.9%と低い執行率となり、予算((項)子ども・子育て支援対策費)全体の執行率が、73.7%と、前年度に比べて低い執行率となりました。 なお、今年度の予算執行率については、年度当初から予算執行していることから、上記表中の平成20年度～平成22年度の予算執行率と同水準になるものと考えられます。</p> <p>※指標7(一時預かり事業)について ○平成21年度の実績値は、前年度を下回りました。その要因は、平成21年度より、予算事業であった「一時保育促進事業」を「一時預かり事業」として児童福祉法に規定して社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けたことに伴い、従来、「一時保育促進事業」を実施していた保育所では、評議員の設置や経理区分の明確化といった新たな事務負担が生じたため、「一時預かり事業」を実施するか所数が減少したことにあると考えられます。</p> <p>○なお、一時預かり事業の拡充を図るため、平成22年6月の構造改革特別区域推進本部決定に基づき、同年10月14日に「社会福祉法人の認可について」及び「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正通知を発出し、保育所を運営する事業のみを実施している社会福祉法人について、一時預かり事業を行う場合、評議員の設置及び経理区分の明確化に関する規定の適用を除外しました。</p>
	効率性の評価

	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】 ○各指標において毎年度の実績値が前年度を上回る傾向を示しています。社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」が推進され、地域での子育て支援の充実が着実に進んでいることを示しています。</p> <p>※なお、指標7(一時預かり事業)については、実績値と目標値に開きがありますが、この目標値は、各市町村の目標事業量を積み上げたものとなっています。「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けて、子育て支援の充実を図るため、必要な予算措置を講じ、関係府省と連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、一時預かり事業については、重点要求において、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設することにより、さらに充実を図ります。</p> <p>【今後の方向性】 ○今後とも、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けて子育て支援の充実を図るため、必要な予算措置を講じ、関係府省と連携して取り組んでいきます。</p> <p>○あわせて、内閣府及び文部科学省と共同で、子ども・子育て関連3法に基づく新制度を創設します。</p> <p>(子ども・子育て関連3法に基づく新制度について) ○新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度については、平成24年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、これに基づき、3月末に子ども・子育て関連3法案を、税制抜本改革関連法案とともに平成24年通常国会に提出しました。その後、同3法案については、衆議院での審議過程において修正等がなされ、8月10日の参議院本会議において可決、成立しました。</p> <p>○同3法に基づく新制度では、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、市町村が地域のニーズを把握して策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施することとしています。</p> <p>○また、税制抜本改革により恒久財源を確保した上で、保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援等の量的及び質的な拡充を図ることとしています。</p> <p>※子ども・子育て関連3法の具体的な施行期日については、税制抜本改革関連法による消費税の引上げの時期等を勘案して政令で定めることとしています。</p>
--	---	--

<p>評価結果の政策への反映の方向性</p>	<p>予算について</p>	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため。</p>
	<p>税制改正要望について</p>	<p>子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置(地域子ども・子育て支援事業(※)の税制措置を含む)に関する税制改正要望を検討します。検討の詳細は、別途作成する租税特別措置に関する政策評価書を参照ください。</p> <p>(※)同3法に基づく新制度では、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等を地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしています。</p>
	<p>機構・定員について</p>	<p>—</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>恵泉女学園大学大学院大日向雅美教授に以下のご指摘を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行率の低下について言及すべきではないか。 →有効性の評価欄に追記しました。 ・指標7について、目標値と実績値の乖離について言及すべきではないか。 →評価の総括欄に追記しました。
------------------------	--

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の事業に係る行政事業レビューシート(次世代育成支援交付金) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0349.pdf ・平成23年度から開始された事業に係る行政事業レビューシート(子育て支援交付金) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0031.pdf <p>○「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/kihonseido.html</p> <p>○子ども・子育て関連3法案(内閣府ホームページ) URL: http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html</p>
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	総務課少子化対策企画室長 黒田秀郎	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------	--------	-------------------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(VI-2-2))

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供する。(施策目標VI-2-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標)放課後児童クラブの登録児童数を拡大する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○本施策は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。具体的には以下の通知等に基づき、実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定) <p>○就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることを目標としています。対象児童(小学生1～3年)のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれてます。平成26年度までに32%のサービス提供割合(※)を目指します。</p> <p>放課後児童クラブの提供割合は年々増加し、事業の必要性は高い、と認識しています。しかし、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標と実績との間には、依然として乖離があります。</p> <p>※放課後児童クラブの提供割合： 小学校1年生～3年生までの放課後児童クラブ登録児童数/全国の小学校1年生～3年生までの児童数</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)育成事業費[平成24年度予算額:32,707,407千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	24,866,418	35,122,610	47,100,450	41,733,329	32,707,407	33,284,192
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	1,990	△ 33,557	△ 6,026,455	△ 223,301		
		合計(a+b+c)	24,868,408	35,089,053	41,073,995	41,510,028	32,707,407	
	執行額(千円、d)	21,733,908	28,816,104	40,606,374	34,162,979			
執行率(%、d/(a+b+c))	87.4%	82.1%	98.9%	82.3%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 ・平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す				
	日本再生戦略(閣議決定)	平成24年7月31日		日本再生に向けた改革の工程表～生活・雇用戦略～ ・放課後児童クラブの拡充(小1・小4の壁の解消)等				
測定指標	指標1 放課後児童クラブの提供割合	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	-	20.2%	20.8%	21.2%	22.0%		32.0%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			

評価の結果と今後の方向性	有効性の評価	「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までに放課後児童クラブの提供割合を32%にするよう数値目標を掲げています。平成23年度には提供割合が22%になりました。毎年、放課後児童クラブの提供割合は増加し、放課後児童クラブの拡充が着実に図られています。したがって施策が有効であったと評価できます。
	効率性の評価	平成23年度は平成22年度に比べて、予算が減額しています。しかし、放課後児童クラブ数及び利用児童数は、ともに増加しています。したがって、平成23年度は効率的に実施されたと評価できます。
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 放課後児童クラブの提供割合については、数値目標の達成に向けて、年々増加しています。事業の必要性は高く、執行も適正・合理的です。しかし、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標と実績との間には、依然として乖離があります。</p> <p>【今後の方向性】 測定指標において、仕事と家庭の両立支援に対するニーズが増大している背景から、放課後児童クラブの提供割合は着実に増加していますが、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標(26年度:32%)との乖離が課題となっています。このため、より一層効果的な施策を実施する必要があります。具体的には、保護者の就労状況に即した開所時間の延長を促進するため、平成23年度予算で、開所時間の延長に係る国庫補助の充実を図っています。引き続き、子育て家庭の利用ニーズに沿った事業実施が図られるよう、事業を推進していく必要があります。</p> <p>※18時を超えて開設する放課後児童クラブの割合【51.9%(平成22年)→55.4%(平成23年)】 また、小学校の生徒数が減少する中、余裕教室等を有効活用することは市区町村の財政状況が厳しい中必要不可欠であるため、引き続き余裕教室等の有効活用を推進していきます。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	見直しの上(増額/現状維持/減額) ・保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう、「子ども・子育てビジョン」に掲げる目標の達成に向け、箇所数の増を図ったため。
	税制改正要望について	-
	機構・定員について	-

学識経験を有する者の知見の活用	恵泉女学園大学大学院大日向雅美教授に頂いたご指摘等を踏まえて作成いたしました。
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 【平成23年5月1日現在 雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ】 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001s7i1.html</p> <p>○文部科学省「学校基本調査」【各年5月1日現在】 URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</p> <p>○児童福祉法 URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1434</p> <p>○行政事業レビュー ①URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0755.pdf ②URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0752.pdf ③URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0756.pdf</p>
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	課長 杉上春彦	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------	--------	---------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(VI-2-3))

施策目標名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること(施策目標VI-2-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1) 保育所の受入児童数を拡大すること。 (施策目標2) 必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	都市部を中心として、依然として待機児童が多く生じており、その数は、2011(平成23)年4月現在、約2万6千人になっています。こうした中、「子ども・子育てビジョン」では、満3歳未満児の保育利用率が2017年度に44%に達するとの見込みに基づき、これに対応する保育サービスの確保に関する目標を掲げ、待機児童の解消に向けた取組を進めています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 保育所運営費(全部)[平成24年度予算額:396,241,173千円] (項) 育成事業費(一部)[平成24年度予算額:63,299,748千円] (項) 子ども・子育て支援対策費(一部)[平成24年度予算額:30,796,733千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	331,324,944	344,960,767	379,777,450	402,319,792	424,347,713	456,029,552
		補正予算(b)	0	▲ 6,981,460	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	331,324,944	337,979,307	379,777,450	402,319,792	424,347,713	
	執行額(千円、d)	315,748,288	329,164,490	370,621,628	389,058,902			
	執行率(%、d/(a+b+c))	95.3%	97.4%	97.6%	96.7%			
※本施策目標に対し、上記予算のほか、安心こども基金、子育て支援交付金(平成22年度以前は次世代育成支援対策交付金)を活用し、保育の整備・充実に努めています。								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日		多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図ります。				
測定指標	保育所受入児童数	基準値	実績値				目標値	
		21年度見込み	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		215万人		215万人	216万人	220万人		246万人
	年度ごとの目標値							
	家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	基準値	実績値				目標値	
		21年度見込み	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		0.3万人		0.3万人	0.4万人	0.6万人		1.9万人
	年度ごとの目標値							
	延長保育等の保育サービス(利用児童数)	基準値	実績値				目標値	
		21年度見込み	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		79万人	15,533ヶ所	15,901ヶ所	16,245ヶ所	集計中		96万人
	年度ごとの目標値							
	病児・病後児保育(利用児童数)	基準値	実績値				目標値	
		H20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		延べ31万人	延べ26.8万人	延べ29.9万人	延べ38.0万人	延べ44.4万人		延べ200万人
	年度ごとの目標値							
	認定こども園認定施設数	基準値	実績値				目標値	
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度末
		358か所	229か所	358か所	532か所	762か所	911か所	2,000か所
	年度ごとの目標値							

	<p>有効性の評価</p>	<p>保育所受入児童数については、毎年度、実績値が前年度を上回り、保育所の整備が着実に進んでいます。加えて、待機児童の多い3歳未満児童の保育利用率についても、毎年度の実績値が前年度を上回っているほか、毎年上昇しています。平成23年度には、保育所入所待機児童数が対前年度比で719人の減少になりました。</p> <p>これは、安心子ども基金の保育所緊急整備事業等の活用により、保育所の整備が進んだことによるものと考えられます。</p> <p>このため、現在の施策は、目標の達成に向けて有効であると評価できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所受入児童数 ・家庭的保育事業 <p>多様な保育サービスについては、「子ども・子育てビジョン」で平成26年度まで等の目標値を定めているため、現時点で達成の可否を判断することは困難です。</p> <p>しかし、就労形態の多様化、少子化や核家族化の一層の進行等により、多様な保育のサービスが求められています。このため目標の達成に向けて、予算で必要な経費を計上した結果、毎年度の実績値は小幅ながらも着実に増加しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育等の保育サービス(利用児童数) ・病児・病後児保育(利用児童数)
	<p>効率性の評価</p>	<p>「子ども・子育てビジョン」に基づき、都市部を中心に、待機児童が多い地域で重点的に保育所の整備を進めています。</p> <p>平成23年度には、約5万人の保育所受入児童数の増加に対応する予算を計上しました。平成23年4月1日の定員数は、前年度と比べて4万6千人の増加になり、見込に近い実績になっています。</p> <p>このため、待機児童の解消に向けた取組は、効率的であると評価できます。</p> <p>延長保育等の保育サービス及び病児・病後児保育については、延べ利用児童数など、各事業規模に応じた補助単価となっているため、事業が効率的に実施されたと評価できます。</p>
	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】 保育の拡充は、着実に進んでいます。しかし、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標と実績との間には、依然として乖離があります。今後とも、経済状況の悪化や雇用形態の変化に伴う保育需要の増大に対応して保育の拡充を推進する必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年3月末に子ども・子育て関連3法案を平成24年通常国会に提出しました。その後、6月26日に民主党、自民党、公明党の3党合意の上、修正され衆議院を通過し、8月10日に参議院で可決成立しました。法律の中では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる、 ②市町村の実施義務を引き続き堅持し、市町村と利用者の契約とする、 ③認可制を前提としながら、恣意性を排除する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量的拡大を図る、 ④地域型保育は市町村認可事業とする。 <p>こうした仕組みを通じ、事業が地域住民のニーズに即して実施されるよう配慮しています。これにより、現在の保育制度の課題でもある、スピード感のあるサービス量の抜本的拡充を図っていきます。</p> <p>また、多様な保育事業への支援など新制度の一部を前倒して実施する「待機児童解消『先取り』プロジェクト」を実施し、待機児童の解消を加速していきます。</p> <p>⑤ 現行の幼保連携型認定こども園については、幼稚園と保育所の双方の認可が必要であるとともに、認可には行政庁の裁量が働くため、施設が基準を満たしていても認可がされないような場合もありました。</p> <p>新たな制度では、認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとされていることから、現行制度で指摘されている課題は解消されると考えています。</p> <p>これに加えて、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを併せ持つ施設としての給付単価の設定等により、幼保連携型認定こども園への移行を促進していきます。</p> <p>また、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の各類型においても、これまで安定的な財政支援の無かった認可外部分について、施設型給付の対象とすることとしており、こうした支援を通して、認定こども園の量的拡大を図ることとしています。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上〔増額/現状維持/減額〕 ・見直しをせず現状維持 「子ども・子育てビジョン」の実現を推進するため、待機児童解消策の推進など保育の充実を図ります。
	税制改正要望について	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置及び保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置という税制改正要望を検討します。検討の詳細は、別途作成する租税特別措置に関する政策評価書を参照ください。
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	恵泉女学園大学大学院大日向雅美教授に以下のご指摘を頂きました。 ・今後の方向性の書き方が不十分ではないか。 →評価の総括欄に追記しました。
-----------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○保育所関連状況取りまとめ(平成23年4月1日) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001q77g.html ○延長保育レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0895.pdf ○病児・病後児保育レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0762.pdf ○行政事業レビューシート(家庭的保育) http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/856a.pdf ○認定こども園の平成24年4月1日現在の認定件数について http://www.youho.go.jp/press120425.html
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	保育課長 橋本泰宏	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------	--------	-----------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(VII-1-1))

施策目標名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること(施策目標VII-1-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標)生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されています。 また、同法第23条において、厚生労働大臣等は、この法律の施行に関する事務について職員に監査を行わせなければならないことが規定されています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費(一部) (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金[平成24年度予算額:237億円の内数] (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金[平成21年度第2次補正予算額:700億円の内数] (項)生活保護費(一部) (目)生活保護指導監査委託費[平成24年度予算額:20億円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	セーフティネット支援対策等事業費補助金							
		区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	23,723,800	25,598,344
		補正予算(b)	31,300,000	111,353,880	0	25,676,553	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	23,723,800	
		執行額(千円、d)	49,505,791	131,513,749	23,195,278	40,516,234		
		執行率(%、d/(a+b+c))	89.1%	97.5%	96.6%	88.7%		
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金							
		区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)		0	0	0	0	0
		補正予算(b)		70,000,000	60,000,000	36,726,890	0	
		繰越し等(c)		0	0	25,700,479	15,573,471	
		合計(a+b+c)		70,000,000	60,000,000	62,427,369	15,573,471	
		執行額(千円、d)		69,245,870	34,299,521	43,853,898		
		執行率(%、d/(a+b+c))		98.9%	57.2%	70.2%		
	生活保護指導監査委託費							
		区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,162,370	2,142,537	2,098,516	2,073,176	2,036,187	2,060,083	
	補正予算(b)	0	-49,739	0	-5,822	0		
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0		
	合計(a+b+c)	2,162,370	2,092,798	2,098,516	2,067,354	2,036,187		
	執行額(千円、d)	2,162,370	2,092,798	2,098,516	2,067,354			
	執行率(%、d/(a+b+c))	100%	100%	100%	100%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	社会保障・税一体改革大綱	平成24年2月17日閣議決定		(3)重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し ○生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。(平成24年秋目途)				

測定指標	指標1 自立支援プログラムの策定数	基準値	実績値					目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	2,869	3,605	3,787	3,864	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
測定指標	指標2 自立支援プログラムの各年度の参加者数	基準値	実績値					目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	101,232	129,138	174,314	213,613	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
測定指標	指標3 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	基準値	実績値					目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	18,171	17,190	17,102	21,542	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
測定指標	指標4 住宅手当受給中に常用就職した者の割合	基準値	実績値					目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	—	7.8	30	37.3	前年度末以上
	年度ごとの目標値		前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	
測定指標	指標5 指導監査の実施率	基準値	実績値					目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	集計中	100.0%
	年度ごとの目標値		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○自立支援プログラムの策定数、参加者数、自立支援プログラムにより就職・増収した者の数(指標1、指標2、指標3)は平成22年度までの実績において、増加傾向にあり、目標を達成しています。就労支援に特化した就労支援員を福祉事務所に増員するとともに、就労支援担当者の研修会を開催し、自立支援プログラムの好事例を紹介するなど、効果的な支援の実施に努めています。</p> <p>○住宅手当受給中に常用就職した者の割合(指標4)は増加しており、目標を達成しています。住宅手当受給者に対して就労支援を行う支援員を配置することや、失業により生活に困窮しているなどの要件を満たした者に対しては、生活の立て直しのための総合支援資金貸付を行うなど、住宅手当による居住支援のみならず、総合的な支援の実施に努めています。</p> <p>○指導監査の実施率(指標5)は、平成22年度までの実績において、目標をほぼ達成しています。実施に当たっては、その実施計画を策定するとともに、福祉事務所ごとの過去の監査結果、最近の保護の動向等を勘案して、保護の開始及び廃止時における対応の適正実施や課税調査等の不正受給防止に係る対応の徹底など、監査の重点事項を定めるなど、効果的な監査指導を実施するよう努めています。</p>
	効率性の評価	<p>○自立支援プログラムは、自治体ごとにさまざまなプログラムを策定していますが、そのうち福祉事務所の就労支援員を活用した自立支援プログラムについては、厳しい雇用失業情勢の中、その財政効果(生活保護受給者が就労により増収や保護から脱却したことによる効果額(推計)ー就労支援員に係る予算執行額)は、毎年度増加(※)しており、効果的な取組が行われていると考えられます。</p> <p>(※)約29.2億円(平成20年度) 約29.8億円(平成21年度) 約30.7億円(平成22年度)</p> <p>○各年度ごとの住宅手当の新規決定件数に対する常用就職者数の割合は毎年度増加しており、効果的な支援が実施されていると考えられます。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現況分析】</p> <p>○厳しい社会経済情勢や高齢化の進展を反映して、生活保護受給者数は約210万人(平成24年3月)となっています。</p> <p>○高齢者世帯とともに、失業等による生活困窮世帯(その他の世帯)も増加しているため、就労・自立支援の強化が必要となっています。</p> <p>○生活保護受給者の就労・自立支援の強化については、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)や生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ(平成23年12月12日)でも指摘されています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○今後、生活保護制度については、生活困窮者対策と合わせて見直し、本年秋を目前に「生活支援戦略(仮称)」として、取りまとめることにしています。そのなかでも、就労支援の強化や生活保護からの脱却インセンティブの強化等について検討していくことにしています。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の方向で検討します。 見直しの上〔増額／現状維持／減額） ・生活保護指導監査委託費：医療扶助適正化対策を推進するため。
	税制改正要望について	「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置」という税制改正を要望しています。
	機構・定員について	増員（医療扶助適正化対策を推進するため。）

学識経験を有する者の知 見の活用	第1回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ（平成24年7月5日開催）で議論いただき、施策の効果を明記すべきというご指摘を受け、「効率性の評価」欄に就労支援員による就労支援の財政効果を追記しました。また、漏給防止や不正受給対策、就労後のフォローアップの重要性について意見が出されたため、今後「生活支援戦略」（仮称）を策定する中で、具体的な方策を検討していきます。
---------------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税一体改革大綱 URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf ・生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001xvq6.html ・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi12 ・平成23年度行政事業レビューシート（生活保護指導監査委託費） URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0378.pdf ・平成23年度行政事業レビューシート（保護費負担金） URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0379.pdf ・平成23年度行政事業レビューシート（セーフティネット支援対策等事業費補助金） URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0382.pdf
----------	---

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	保護課長 古川 夏樹	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(Ⅷ-1-1))

施策目標名	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備する (施策目標Ⅷ-1-1)							
施策の概要	本施策は、障害者の地域における生活を支援するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>社会の中で持てる能力を発揮して暮らすことは、障害の有無を問わず誰にとっても大切なことです。障害保健福祉の考え方が「施設での保護」から「地域での自立支援」へと変わり、施策面においても、障害者が地域で自立した生活を営むことができるように、地域移行の推進や就労支援に関連する施策の拡充が図られています。</p> <p>【根拠法令、関連計画等】</p> <p>○障害者の地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で自立した生活を営むことのできる社会を目指すことを目的とする「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」(※同法律は、平成22年12月に一部改正)</p> <p>○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービスの提供体制確保その他障害者自立支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」(障害福祉計画)</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)社会福祉施設整備費(一部) [平成24年度予算額:6,100,000千円] (目)社会福祉施設等施設整備費補助金</p> <p>(項)障害保健福祉費(一部) [平成24年度予算額:828,310,752千円] (目)障害程度区分認定等事業費補助金 (目)障害者自立支援給付費負担金 (目)精神保健対策費補助金 (目)地域生活支援事業費補助金</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	577,697,970	596,016,797	656,259,799	716,466,957	834,410,752	917,868,282
		補正予算(b)	▲ 18,981,732	1,000,000	102,913	3,807,889		
		繰越し等(c)	6,782,844	3,269,426	6,229,039			
		合計(a+b+c)	572,281,926	603,555,649	668,820,790	720,274,846	834,410,752	
	執行額(千円、d)	515,632,886	588,099,178	647,002,659				
執行率(%、d/(a+b+c))	90.10	97.44	96.74					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成22年12月10日		<ul style="list-style-type: none"> ●利用者負担の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担を法律上明確化 等 ●障害者の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が同法の対象となることを明確化 ●相談支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 等 ●障害児支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実 等 ●地域における自立した生活のための支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設 				
	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成24年6月27日		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に「難病等」を追加 ●障害者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の対象拡大 ・ケアホームとグループホームの一元化 等 ●サービス基盤の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針、障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化 				

測定指標	指標1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数	基準値	実績値(万人)					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		14.6	1.4	1.9	2.4	集計中		4.4以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	—		
	指標2 統合失調症の入院患者数	基準値	実績値(万人)					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
18.5		18.5	—	—	—		15	
年度ごとの目標値		—	—	—	—			

指標3 グループホーム・ケアホームの 月間の利用者数	基準値	実績値(万人)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	4.8	5.6	6.3	7.2		
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標4 一般就労への年間移行者数	基準値	実績値(人)					目標値
	17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	2,000	3,376	3,960	4,610	集計中		8,000以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標5 就労継続支援B型等の 平均工賃月額(※)	基準値	実績値(円)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	—	12,587	12,695	13,079	集計中		集計中
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標6 就労移行支援の利用者数	基準値	実績値(万人/日)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	29.8	36.5	36.7	42.0		
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
指標7 就労継続支援A型の利用者数	基準値	実績値(万人/日)					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	12.4	18.2	25.9	38.1		
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
【参考】指標8 障害福祉サービスの予算額		実績値(億円)					
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	5,345	5,512	6,160	6,787		

※指標5については、平成23年度までは「工賃倍増5か年計画(H19～H23)」の実績値を記載している。

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	障害者の地域生活を支援するにあたっては、住まいの場や就労支援の充実、必要な障害福祉サービスの提供基盤の強化を進めており、また障害者自立支援法に変わる新たな法律においても、切れ目のない継続した地域生活の支援拡充を図ることとしていくところ。代表的な指標1「福祉施設入所者の地域生活への移行者数」でも、第2期障害福祉計画(H21～H23)において、各自治体が定めた目標値2.1万人を達成しており、本施策が有効であると評価できます。
	効率性の評価	障害福祉サービスに係る予算については、サービス利用量の伸びを反映させ、また障害者の地域移行・地域生活支援のための施策や制度の改正等に伴い、近年は毎年10%を超える伸びとなっておりますが、その執行率については99%以上となっております。地域の障害者へのサービスの提供については、障害の特性や程度に応じた必要なサービスを身近な市町村等において支給決定しているため、適切な執行であるといえます。各指標においても実績値は着実な伸びを示していることから、施策が効率的に実施されていると評価できます。
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】</p> <p>平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害者の地域生活に必要な障害福祉サービスの提供体制の整備や就労支援等が進められ、その実利用者数や利用実績が伸びていることは、施策目標について前進していると評価できます。これまでの取組みを後退させず、また引き続き支援の充実を図っていくため、地域における障害者の心身の状況や、その置かれている環境等についてより正確に把握するよう努めていくことが必要であると考えます。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>障害保健福祉施策については、平成23年7月に障害者基本法の一部改正が成立し、同年8月には障がい者制度改革推進会議総合部会において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられました。これらを踏まえ、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、第180回国会で「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。この法律では障害福祉計画の定期的な検証や見直しについて法定化しており、また、各自治体が計画を作成する際、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化しています。こうした法律による対応に加え、報酬や予算、運用等の政策手段を組み合わせることで障害者施策の充実に取り組んでいくこととしています。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 見直しの上 (<input type="checkbox"/> 増額 / <input type="checkbox"/> 現状維持 / <input type="checkbox"/> 減額) 障害者総合支援法の施行(平成25年4月～)に基づき、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業や、意思疎通支援を行う者を要請する事業など、地域生活支援事業における必須事業の拡充や、障害福祉サービスの基盤整備を図る方向で検討しています。
	税制改正要望について	障害保健福祉施策に関する平成25年度税制改正要望については、 ①障害者総合支援法の施行に伴う税制上の所要の措置 ②障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充 ③特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し について要望しています。
	機構・定員について	障害者総合支援法の施行(平成25年4月～)に向けて、自治体における障害福祉計画策定や見直しが円滑に行えるための自治体への情報提供体制や、地域生活支援事業における必須事業の拡充に伴う情報・意思疎通などコミュニケーション支援に係る体制強化、さらに、障害児支援推進体制を強化するため、定員を増員する方向で検討します。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>本評価書は、原案を早稲田大学の菊池馨実教授にご覧頂き、その際に頂いた主なご意見は、以下の通りです。</p> <p>①各指標における実績値の伸びは評価できるが、目標値が示されていない指標もある中では、政策評価にかかる適正な評価ができないのではないか。</p> <p>②指標4の有効性・効率性の評価にあたって必要なのは、単に移行者数の実績値のみではなく、移行後の定着如何ではないか。また指標6、7と指標4の関係、つまり就労移行支援、就労継続支援A型の利用者が一般就労への移行につながっているのかが明らかでない。</p> <p>頂きましたご意見につきましては、現在、策定に向けて作業を進めております「第4期障害福祉計画(平成27年度～)」の目標設定のあり方や、地域における障害者等の実態把握の方法とも併せた中で、引き続き、自治体等の意見も踏まえ検討してまいります。</p>
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○障害福祉サービス等(サービスの概要、障害福祉計画等) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihakukushi/service/index.html</p> <p>○統計情報(サービスの利用状況、地域生活支援事業の実施状況等) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/</p> <p>○障害者福祉施策の見直しについて URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/</p> <p>○関連事業の行政事業レビュー URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/09.html (事業番号: 0410、0434～0436、0438～0443、0445～0447、0449～0451、0453～0469、0471～0473、0574、0576、0868、0870、0871、0874～0876、0877)</p> <p>URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/09.html (事業番号: 0036、0066、0067)</p> <p>URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h24_gyousei_review_sheet/09.html (事業番号: 0052～0055)</p>
----------	---

担当部局名	社会・援護局 障害保健福祉部	作成責任者名	企画課長 中島 誠	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------------------	--------	-----------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(IX-1-1))

施策目標名	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(施策目標IX-1-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい年金制度の制度設計を着実に進める ・現行の公的年金制度を改善する ・国際化の進展への対応を図る 							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。</p> <p>今日の年金制度は、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、世代間の不公平などの問題に直面しており、これらに対応するため、持続可能性の確保と機能強化が求められています。</p> <p>年金制度改革では、高齢化が一層進んだ社会においても、国民皆年金を堅持したうえで、より受益感覚が得られ、納得感のある年金制度を実現するとともに、世代間の公平の見地から、年金制度を「全世代対応型」への転換を目指しています。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等 							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)公的年金制度運営諸費(全部) [平成24年度予算額:278,835千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	252,658	211,400	469,632	301,808	278,835	739,999
		補正予算(b)	-16,498	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	236,160	211,400	469,632	301,808	278,835	
	執行額(千円、d)	173,186	135,692	206,044	182,377			
執行率(%、d/(a+b+c))	73%	64%	44%	60%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	「日本再生戦略」について		平成24年7月31日		社会保障協定の重点的・積極的な推進(別表「(1)V経済連携の推進と世界の成長力の取り込み～アジア太平洋経済戦略～」)			
	社会保障・税一体改革大綱(閣議決定)		平成24年2月17日		第3章 具体的内容(改革項目と工程) 4.年金			
	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(閣議決定)		平成24年1月20日		(別紙)各独立行政法人について講ずべき措置			

測定指標	指標1 社会保障協定に係る相手国政府等との協議実施回数	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	各年度
		-	17	13	15	14		12
	年度ごとの目標値		12	12	12	12		

	指標2 新しい年金制度の創設	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)において、新しい年金制度の創設について、「国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会に法案を提出する」としています。このため、平成25年の法案提出に向けて、新しい年金制度の創設に資する調査を進めました。</p>	<p>目標値</p> <p>25年度</p> <p>法案提出</p>
	指標3 現行年金制度の改善	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)において、「新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。」としています。この記述に沿って、今通常国会に社会保障・税一体改革関連の3法案を提出し、そのうち、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金機能強化法)と「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(被用者年金一元化法)が、平成24年8月10日に成立しました。</p>	<p>目標</p> <p>24年度</p> <p>必要な制度改正</p>
	指標4 年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)において、年金積立金管理運用独立行政法人を固有の根拠法に基づく法人とするとされたことから、年金積立金の管理運用組織の見直しの検討を行うため、平成24年7月17日に「年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会(第一回)」を開催しました。</p>	<p>目標</p> <p>24年度</p> <p>法案提出</p>
	有効性の評価	<p>【指標1について】</p> <p>○平成23年度においては、ブラジル及びスイスとの間で社会保障協定の発効に至りました。平成24年3月31日時点で、14カ国との間で協定が発効しており、社会保障協定による経済効果(※)は約660億円にのぼっています。このように、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られたと評価できます。 ※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p> <p>【指標2について】</p> <p>○新しい年金制度を実際の社会・経済に即したものとしていくためには、具体的なデータに基づいて制度設計する必要があることから、所得把握調査はこのためのデータを提供するという点において、目標の達成に向けた有効な手段であると評価できます。</p> <p>また、新しい年金制度の制度設計では、諸外国の制度も参考にする必要があることから、平成22年度に引き続き平成23年度においても、海外出張や文献等による諸外国の制度調査を行い、新しい年金制度を創設するという目標の達成に向けた有効な手段であると評価できます。</p> <p>【指標3について】</p> <p>○今回の3法案は、平成16年の年金制度改正以後に残された課題を網羅的に検討し、優先順位をつけて財源を確保した上で提出したものです。そのうち年金機能強化法の成立は、老齢基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮され、約17万人が新たに年金を受給できるようになることが見込まれ、また、短時間労働者への社会保険適用が拡大され、約25万人が新たに厚生年金の被保険者となることが見込まれるなど、無年金者・低年金者への対策という課題の解決に資するものであることから、目標の達成に向けた有効な手段であると評価できます。</p> <p>【指標4について】</p> <p>○平成24年7月17日に第一回を開催した「年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会」において、新法人の在り方について議論を行い、その結果を踏まえ、平成25年通常国会に新法人の根拠法案を提出する予定であるため、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革に資するものであると評価できます。</p>	

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>効率性の評価</p>	<p>【指標1について】 ○社会保障協定については、新規に開始した2カ国との予備協議等を含め、相手国政府等と平成23年度中に14回の協議を行いました。また、平成23年度中にスイスとの間で行政取決めの署名を行いました。さらに、平成24年3月にはブラジル及びスイスとの間で社会保障協定の発効に至っており、社会保障協定による経済効果(※)は約660億円にのぼっています。以上のことから、効率的に施策を実施したと評価できます。 ※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p> <p>【指標2について】 ○所得把握調査は、新しい年金制度の制度設計に必要な国民所得の状況に関して、関係者間で共通の認識を形成し、議論を促すことになることから、新しい年金制度を創設するという目標の達成に向けた効率的な方法であると評価できます。 また、諸外国制度を参考にすることも、関係者間の議論を促すことになることから、新しい年金制度を創設するという目標の達成に向けた効率的な方法であると評価できます。</p> <p>【指標3について】 ○今回の3法案の提出は、平成16年の年金制度改正以後の残された課題を網羅的に検討し、財源を確保するとともに1つの政策パッケージとして提案するものであり、法案の立案過程における関係者の調整や、成立後の施行に向けた準備作業を総合的に実施することが可能であるので、目標の達成に向けた効率的な方法であると評価できます。</p> <p>【指標4について】 ○年金積立金の管理運用組織の見直しにあたっては、法人のガバナンスの在り方等の専門的な議論が必要であることから、平成24年7月17日に第一回を開催設置した「年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会」において、各分野の有識者に集まって議論していただき、その結果を踏まえて見直しを行っていくことは効率的であると評価できます。</p>
	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】 当施策目標では、現行年金制度の改善と新しい年金制度の設計、そして国際化の進展への対応を柱として取り組みました。有効性および効率性の欄のとおり、着実な成果を挙げていると考えます。 社会保障協定は既に14カ国との間で発効しており、国際化の進展への対応を図っております。 また、現行年金制度の改善のための法案提出は、現在の課題を克服し、国民の信頼を得る年金制度を確立するために必要です。これまで実施してきた調査は、新しい年金制度の創設に向けての指針になるものです。 さらに、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革については平成24年7月17日の「年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会(第一回)」の開催等、必要な作業を着実に進めています。 このように、平成23年度においては年金制度の改革および発展に向けた活動ができ、一定の成果を得ることができました。</p> <p>【今後の方向性】 平成24年度は、平成25年国会への新しい年金制度の関連法案提出に向けて準備を進めるとともに、社会保障・税一体改革大綱で「引き続き検討する」とされた現行の年金制度の改善項目についても検討を進めていきたいと考えております。 また、平成24年度は、今回の評価で今後も必要と判断した調査や、社会保障協定のさらなる推進を図ります。さらに、年金積立金管理運用独立行政法人の組織形態の改革については、「年金資金の管理運用を担う法人の在り方に関する検討会」等を通じて、今後の道筋をたてる年度にしたいと考えています。 これらにより、「国民に信頼される持続可能な公的年金制度」を目指して参ります。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で困んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) 執行状況を踏まえた経費の見直しを行いつつも、全体としては現状維持とします。
	税制改正要望について	社会保障・税一体改革大綱や「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年8月22日公布)を踏まえて、『年金課税のあり方の検討』として、公的年金等控除の見直しや老年者控除の復活、「年金所得」を独立させる等所得区分の見直しなどの検討を行うことを要望しています。 さらに、年金機能強化法の成立を踏まえて、遺族年金の支給対象を父子家庭に拡大することに伴い少額利子所得の非課税措置範囲の拡大を求め、また、被用者年金一元化法の成立を踏まえて、共済年金が厚生年金に変わる事等による所要の措置などを求めること含んだ『年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置』を要望しています。
	機構・定員について	以下の口で困んだ方向で検討します。 ・増員(国際年金関係。社会保障協定締結を促進するための体制を強化)(年金調整室(省令室)の設置(社会保障・税一体改革を推進するための体制整備)) (給付事業室(省令室)の設置(年金事業の安定的な運営を確保するための体制整備))

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第1回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG(平成24年7月5日(木))で以下のご指摘を頂きました。</p> <p>【ご意見①】 これは企画立案に関する評価だけか、低年金者数等、年金本体に関する評価や指標はないのか。そもそも企画立案について効率性を評価しうるのか疑問。国民に公開する際は、指標が不足しておりいい加減だと誤解されないよう、企画立案の評価書である旨を丁寧に説明すべき。</p> <p>→現在はご指摘のような年金本体の指標はないので、ご意見として承り、今後の評価指標設定時に検討いたします。 また、企画立案の評価書である旨を説明すべきとのご指摘については、「評価の総括欄」にその旨を記載することで対応いたしました。 「そもそも企画立案について効率性を評価しうるのか」というご指摘については、確かに効率性の評価は予算関連施策には馴染むものですが、企画立案には馴染みにくいものです。しかし、法案の企画立案においては、実績が出るのは法案の施行後であり、その過程が適切に踏まれているかを評価することも重要であると考え、当評価書を作成したものです。この点に関しましては、他の委員の、「企画立案も、税金を使う以上効率性を立証すべきである」とのご意見のとおりです。</p> <p>【ご意見②】 年金の持続可能性について、財政再検証の年には指標が立てられるのか。</p> <p>→財政検証は、長期スパンなので実績評価とは趣が異なるものと考えます。財政検証については社会保障審議会年金部会の下部に設置される専門部会で検討を重ねて参ります。</p>
-----------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再生戦略について(平成24年7月31日閣議決定) URL: http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihoshyou/kakugikettei/240217kettei.pdf ・独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定) URL: http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/03/pdf/120120_khoshin.pdf ・平成23年度行政事業レビュー 公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0474.pdf
----------	---

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 藤原禎一 参事官(資金運用担当) 原口真 年金課長 梶尾雅宏 数理課長 安部泰史 国際年金課長 日原知巳	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	---	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(IX-3-2))

施策目標名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標IX-3-2)							
施策の概要	本施策は、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、必要な介護サービスの量及び質の確保や認知症高齢者支援対策の推進を図るために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。</p> <p>今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要であることから、介護保険法を改正しました(24年4月施行)。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)介護保険制度運営推進費(一部)[平成24年度予算額:1,895,708,213千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,577,100,620	1,636,366,269	1,702,339,817	1,772,352,381	1,895,708,213	2,008,013,930
		補正予算(b)	78,410,670	722,568,728	45,125,273	101,017,001	0	
		繰越し等(c)	6,205,909	5,546,379	25,098,967	3,901,802	38,064,156	
		合計(a+b+c)	1,661,717,199	2,364,481,376	1,772,564,057	1,877,271,184	1,933,772,369	
	執行額(千円、d)	1,630,136,994	2,328,676,046	1,754,552,649	1,803,670,351			
執行率(%、d/(a+b+c))	98%	98%	99%	96%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1)主要介護給付等費用適正化事業のうち「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	年度ごとの目標値		68.90%	73.50%	78.20%	集計中	前年度以上	
	年度ごとの目標値		-	68.90%	73.50%	78.20%		
指標2)要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度	
	年度ごとの目標値		19.20%	14.90%	16.30%	16.20%	前年度に比べ、地域格差を縮小	
	年度ごとの目標値		-	4.3pt	-1.4pt	0.1pt		
指標3)介護施設・地域介護拠点の利用者数	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度	
	年度ごとの目標値		989千人	1,026千人	1,060千人	1,117千人	前年度以上	
	年度ごとの目標値		-	103.70%	103.31%	105.37%		
指標4)認知症サポーター数	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	
	年度ごとの目標値		928千人	1,662千人	2,463千人	3,228千人	400万人	
	年度ごとの目標値		23.20%	41.60%	61.58%	80.70%		
指標5)認知症サポート医またはかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師の合計の累計値	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度	
	年度ごとの目標値		22,917	27,297	30,827	集計中	前年度以上	
	年度ごとの目標値		-	119.11%	112.93%	集計中		
指標6)介護支援専門員に係る各種研修の修了者	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度	
	年度ごとの目標値		1,208千人	1,313千人	1,404千人	集計中	前年度以上	
	年度ごとの目標値		-	1,208千人	1,313千人	1,404千人		
指標7)介護療養病床数	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度	
	年度ごとの目標値		99千床	90千床	83千床	78千床	0	
	年度ごとの目標値		72千床	48千床	24千床	平成23年度の法改正により平成29年度末まで転換期限を延長した		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○指標1については、都道府県の「第1期(平成20～22年度)介護給付費適正化計画」の策定に当たって国の指針を示したことで、介護給付等費用適正化事業の「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合が年度ごとの目標値を上回っています。</p> <p>指標2については、要介護認定適正化事業などの取組により、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差が縮小しています。</p> <p>介護給付の適正化を図ることにより、不適切な給付を削減し、利用者に対する適切な介護サービスを提供すること、また、要介護認定の適正化を図ることにより、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に要介護認定が行われることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、これらの取組は有効であると考えられます。</p> <p>○指標3については、介護施設・地域介護拠点の整備が進んでおり、利用者数が増加しています。</p> <p>また、指標6については、介護支援専門員は介護保険制度の中核を担う者であり、介護保険制度の安定的な運営の確保のためには、介護支援専門員の質の向上が必要不可欠ですが、都道府県により継続的に基礎研修・専門研修等の機会が提供されています。</p> <p>今後高齢化の更なる進展に伴い、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が見込まれる中で、必要な介護サービスの量及び質の確保が必要であることから、これらの取組は有効であると考えられます。</p> <p>○指標4・5については、認知症の方が急速に増加していくことが見込まれる中、認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、認知症を理解し、温かく見守り、支援する認知症サポーターや地域で認知症診断の知識・技術などを習得したかかりつけ医等による支援が必要です。指標4については、単年度の目標を設けていないが、前年度より765千人増加し、26年度までに達成する目標値に対し23年度の段階で8割達成している。また指標5については、22年度の実績において、目標値を達成している。認知症サポーターが増加し、国民の間における認知症への理解が進むとともに、認知症サポート医や認知症診断の知識・技術などを習得したかかりつけ医等が増加するなど、認知症高齢者支援対策の推進にあたり有効な取組であると評価できます。</p> <p>○指標7については、転換に係る費用助成などにより、介護療養病床数は減少傾向で推移しています。</p>
	効率性の評価	<p>○介護給付適正化について、平成20年度から平成22年度にかけて予算が減少する中で、「縦覧点検・医療情報との突合」については、平成21年度、平成22年度共に実績が6%以上増加しており、効率性は高いものと評価できます。平成22年6月に実施した行政事業レビューにおいて、「事業は継続するが更なる見直しが必要」との評価を受けており、「第2期(平成23年度～平成26年度)介護給付適正化計画」策定にあたり、費用的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」を優先的に実施することを検討するとしています。</p> <p>○認知症サポーター養成にあたっては、自治体のほか、企業などの職域や自治会等の住民単位で自主的な活動が広がっており、認知症サポーター数の増加の取組が効果的に行われていると評価できます。</p> <p>○介護支援専門員への研修については、事業仕分け以降予算は減少しているものの、毎年一定数の修了者がおり、効果的に実施できていると評価できます。</p> <p>○なお、24年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「介護サービス指導者等養成・認定調査員研修事業」に対し、「抜本的改善が必要」とされた。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】</p> <p>介護保険制度については、平成12年4月の施行から12年が経ち、要介護認定者数やサービス利用者数が増加するなど、高齢期の暮らしを支える仕組みとして着実に定着してきたところです。</p> <p>今後も高齢化が進み、要介護度の重度化や認知症高齢者の増加が見込まれています。これらの方々が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護サービスの基盤整備を進めることが必要と考えます。あわせて、質の確保を図ることが重要であり、介護支援専門員をめぐる課題については、検討会を設置し議論を進めています。</p> <p>また、介護保険制度の適切な運営を図り、持続可能性を確保していくために、介護給付や要介護認定の適正化などに取り組んでいくことが必要と考えます。</p> <p>なお、介護療養病床は、現状を踏まえ、法改正により転換期限を平成29年度末まで延長しました。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービスの基盤整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。</p>
評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で困った方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額):介護サービスの基盤整備の推進(特に認知症施策について)を図るため。
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	以下の□で困った方向で検討します。 ・見直しの上(減員/増員):認知症施策について推進していくため。 ・組織改正:認知症施策について推進していくため、高齢者支援課に認知症サービス開発推進官(仮称)を設置。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第1回政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WG(平成24年7月5日)において、次のようなご指摘を頂きましたので、25年度計画の策定時に検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に関する指標がない。 ・介護施設の量に関する指標がない。 ・介護施設については量と個室率が問題で、国民の関心も高いので指標化を検討すべき。地域密着型サービスの体制確立についても指標化を検討すべき。65歳以上人口に対する施設のカバー率も、介護保険の背景を理解するバックデータとして載せても良いのでは。 ・指標3は、介護施設の増加は良いことだとの誤解を招くので、地域包括ケアや尊厳を実現する施設の充実を図る指標である旨、記載すべき。
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート</p> <ul style="list-style-type: none"> URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0489.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0490.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0491.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0492.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0495.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0496.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0917.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0918.pdf URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0487.pdf <p>○各データ根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況 調査結果による。 ・指標2は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による(老健局老人保健課調べ)。達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率。 ・指標3は、平成20年度～23年度介護給付費実態調査月報(4月審査分)による。 ・指標4は、厚生労働省「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン 認知症サポーター100万人キャラバンより ・指標5は、認知症地域医療支援事業の概要による。(老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室調べ) ・指標7は、厚生労働大臣官房統計情報部「病院報告」による。
----------	--

担当部局名	老健局	作成責任者名	総務課長 福本浩樹	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-----------	----------	---------

(担当課室)

指標1: 介護保険計画課、指標2・7: 老人保健課、指標3: 高齢者支援課、指標4・5: 高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室、指標6: 振興課

実績評価書様式

(厚生労働省24(XII-1-1))

施策目標名	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること(施策目標XII-1-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を達成することを柱に実施しています。 ①利用者の視点に立ったオンライン利用の推進 ②業務・システム最適化の推進							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	1.申請等の手続を自宅や職場からインターネットを経由して受け付けるオンライン利用については、「e-Japan戦略(平成13年1月22日IT戦略本部決定)」により、実質的にすべての行政手続を対象とする方針の下で取り組みを進めてきたところ、「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)」(以下「新計画」という。)が策定され、利用者の負担軽減や利便性向上に一層注力することとされたところであり、厚生労働省として、新計画に基づいてオンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点をおいて業務・システムの改善及び行政運営の効率化を着実かつ計画的に実行するための計画(業務プロセス改革計画)の策定、申請行為の不要化、添付書類の削減、申請システムの使い勝手の向上等に向けた各種取組を推進しています。 2.行政分野へのITの活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とした「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)により、職員の業務遂行を支援する電子メールシステム及び電子掲示板等の基本的な機能を提供するシステムや、本省と各地方支分部局等と接続する広域回線については、経費削減及び業務処理削減の観点から一元化するための計画の策定及び着実な実施が求められ、「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画」(平成17年5月27日厚生労働省行政情報化推進会議決定)を策定し、上記の共通システム(以下「中核的LANシステム」という。)及び広域回線(以下「統合ネットワーク」という。)の一元化を推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働本省共通費(一部)[平成24年度予算額:5.7億円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	413,593	490,931	765,835	748,143	574,807	530,856
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	413,593	490,931	765,835	748,143	574,807	
	執行額(千円、d)	411,483	420,832	551,317	650,534			
執行率(%、d/(a+b+c))	99.5%	85.7%	72.0%	87.0%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	1 オンライン申請に係る利用者満足度(アンケート結果)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		35%	25%	29%	35%	55%		50%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	2 厚生労働省ネットワーク(共通システム)の経費削減効果	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		0	22,800	▲206,805	▲283,341	▲283,341	(2,167,665)	932,500
	年度ごとの目標値	6,800,300	22,800	22,800	22,800	22,800	932,500	
	3 厚生労働省ネットワーク(共通システム)の業務処理時間の削減効果	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	17年度
0		2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	
年度ごとの目標値	0	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>1. オンライン利用については、利用者の要望等を踏まえ利便性向上に向けて取り組んできており、平成23年度においては、①雇用保険手続における離職票交付を伴う被保険者資格喪失届のオンライン化、②住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携による年金受給権者の住所変更届・死亡届の省略化等を実施したところであり、このような取り組みが、利用者の利便性向上に繋がり、満足度向上(指標1)が図られたものと考えられます。</p> <p>2. 統合ネットワーク及び中核的LANシステムについては、その更改に当たっては専門的な知見を有する者(以下「支援業者」という。)を活用することにより、調達手続における現状の実態調査、業務改善分析、要件定義、調達仕様書(案)作成作業や、構築・移行時の進捗の適正な管理、移行方法の妥当性審査、成果物の検収等を的確かつ確実に実施することが可能となり、最適化計画の経費削減目標値を上回る削減効果(2,167,665千円(24年度見込み。暫定値)(指標2)と業務処理時間削減目標値2,250時間(指標3)に繋がったものであり、支援業者を活用した調達の実施は有効な取り組みであったと考えられます。</p>
	効率性の評価	<p>1. オンライン申請を受け付けるための申請・届出等処理システムについては、利用者の利便性向上を目的とした「有効性の評価」欄に記載の機能改修等により申請件数が増加しており、利便性向上のためのシステムの充実等を図りながらも、システムの運用経費を申請件数で除した申請1件当たりの運用経費が減少していることから、効率的な取り組みであったと考えられます。</p> <p>2. 統合ネットワーク及び中核的LANシステムの更改における調達手続きに当たっては、支援業者を活用することにより、競争性・公平性・透明性を確保しつつ、適切な要件を反映した要件定義書が作成された結果、統合ネットワーク更改の調達を終えた時点で最適化計画の経費削減の目標値を上回る削減効果(2,167,665千円(24年度見込み。暫定値)(指標2)とライフサイクルコスト全体(4年間)では9,658,112千円の削減効果を達成できる状況となっており、効率的な取り組みであったと考えられます。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>1. オンライン利用について 【現状分析】 オンライン利用については、利用者にとっては行政機関に出向く時間や費用の節約が図られ、また、行政側にとっても業務処理時間の短縮や業務品質の向上が期待される有効的且つ効率的な施策であり、政府として策定されている計画等に基づき、取り組みを進めていく必要があります。 【今後の方向性】 今後においても、利用者からご要望を聞きながら、新計画に基づいて更なる利用者の負担軽減、利便性向上等に取り組んでまいります。</p> <p>2. 統合ネットワーク及び中核的LANシステムについて 【現状分析】 業務遂行の基幹情報システムである統合ネットワーク及び中核的LANシステムの最適化については、支援業者を活用し、経費の削減及び業務処理時間(職員1名分の年間業務処理時間相当)の削減(平成17年度より継続)を実現しているところであるが、システムの効率化による経費の削減等に関しては、不断の取り組みが求められるものであり、政府方針に従い、取り組んでいく必要があります。 【今後の方向性】 今後においても、情報システムを取り巻く環境は変化を続けており、新たな情報技術の採用や不正アクセス手口の多様化等へ適切に対応することが求められる状況において、専門的知見を有する支援業者の活用により、セキュリティの確保等を図りながら、政府方針を踏まえ、更なる最適化の推進に取り組んでまいります。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/>)
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	第1回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG(平成24年7月5日)で、「指標3の業務処理時間の削減効果が毎年一定していることについて説明がないとわからない」とのご指摘を受け、評価の総括(現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)欄に説明を追記しました。
-----------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなオンライン利用に関する計画 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_online.pdf ○厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画 URL: http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/10-01.html ○行政レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0002.pdf
----------	---

担当部局名	統計情報部	作成責任者名	情報システム課長 代田 雅彦	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度 総合評価書

「国民に信頼される行政の実現」について

平成24年9月

大臣官房総務課情報公開文書室(黒澤朗室長) [主担当]

大臣官房総務課わかりやすい文書支援室(坪三明室長)

[国民に伝わるような情報発信関連]

アフターサービス推進室(渡辺正康室長)

[国民の声に基づく業務改善関連]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことが出来る体制を確立すること

施策大目標：情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること

施策目標：国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと（施策目標XⅢ-1-1）

2. 現状分析

<国民の皆様の声及び国民の皆様の声などに基づく業務改善について>

平成21年度より、よりよい厚生労働行政を行っていくために、制度改善についてのご意見、不要だと思ふ制度・支出に対するご指摘を「国民の皆様の声」として募集し、業務改善に繋げることとしており、意見内容や対応結果等を公表している。

平成21年度（平成21年11月2日～平成22年4月5日公表分）：64,844件

平成22年度（平成22年4月12日～平成23年3月16日公表分）：131,986件

平成23年度（平成23年8月～平成24年4月公表分）：97,761件

※ 東日本大震災対応のため、平成23年3月11日から6月30日の間、集計・公表を一時中断し、同年7月より再開した。なお再開後は、毎週1回から毎月1回の公表に変更した。

<国民に伝わるような情報発信／制度、事業の現状分析及び改善への取組について>

平成22年9月1日に、わかりやすい文書支援室及びアフターサービス推進室を設立した。

以後、厚生労働省が広く一般に向けて発信する文書をわかりやすいものにするため、民間から採用した広報などの経験者が文書の修正をはじめとする支援を行うとともに、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能していないと考えられる場合に、制度や事業が本来の目的どお

りに国民の生活に役立つものとなるよう、その制度や事業の現状について調査・分析し、関係部局と連携・協働して改善へ結び付けている。

3. 評価結果等

「国民の皆様の声」については、公表開始後2年以上が経過し、省内での意識が高まっており、寄せられる意見には制度や業務改善に結びいたケースがあった一方、検討の結果対応が難しいとされた案件について重ねて意見が寄せられるケースも見受けられたため、今後は、業務効率化の流れを踏まえつつ、「国民の皆様の声」をより効果的かつ効率的に活用するための方策を検討する必要があると考えられる。

国民に伝わるような情報発信については、従前からの文書の修正等の支援に加え、「分かりやすい文書作成推進月間」を設け、コミュニケーション能力の向上のための取り組みを行ったことにより、省全体の分かりやすい文書発信に対する意識を高めることができた。

アフターサービスについては、平成23年度の取組としては、「国民の皆様の声」等を基に行政サービス向上等を目的に、①退所児童のアフターケア事業、②年金窓口サービス、③年金還付金の支払、④労働基準監督行政、⑤ハローワークで活用するリーフレット、⑥生活習慣病予防対策の先進事例に係る計6件の調査を行い、改善提案等を関係部局に行った。調査等内容については、「アフターサービス推進室活動報告書」として取りまとめ、概ね四半期毎に報道発表するとともに、厚生労働省ホームページへ掲載した。調査項目数は、調査専門員数が限られる中、平成22年度の2件に対して6件と増加し、前年度に比較して効率的に実施できた一方、改善提案が行政サービス向上にどのように貢献できたかの把握に工夫が求められる。

4. 今後の課題と取組の方向性

今後も、役所的発想を打破し、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、主に民間出身者で構成されるアフターサービス推進室の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みにより、引き続き、「国民の皆様の声」の活用を図る。また、よりわかりやすい公表方法や効率的な運用のための方策を検討する。

国民に伝わるような情報発信については、引き続き省全体の分かりやすい文書発信に対する意識を高める活動を行っていくこととする。

アフターサービスについては、特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関して、被災後の初期対応の検証が求められる分野を中心に検証を行い、厚生労働省の今後の教訓として生かせるよう、反省点を踏まえた今後の対応策について検討することが課題となっている。また、引き続き、「国民の皆様の声」等から行政推進上の問題点を把握し、関係部局への改善提案等を通じて国民サービスの向上を図ることが必要である。このため、東日本大震災に係る検証については平成24年度早期に行い、反省点をとりまとめ関係部局へ改善提案を行う。また、調査に係る今後の改善提案については、関係部局と連携・協働して改善へ結び付けるよう、フォローアップを十分実施する。

5. 参考

- 「国民の皆様の声」
http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/koe_boshu/
- 「アフターサービス推進活動報告」
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol8.html>
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol7.html>
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol6.html>
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol5.html>
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol4.html>
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol3.html>
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol2.html>
<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol1.html>

平成24年度 総合評価書

「省内事業仕分けの実施」について

平成24年9月

事業仕分け室（二川一男室長）

大臣官房総務課（宮川晃課長）

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標：情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること

施策目標：省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底すること（施策目標XⅢ－1－2）

2. 現状分析

（省内事業仕分け）

（1）これまでの取組

平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けを受けて、厚生労働省としても独自に省内事業仕分けを実施することとし、平成22年4月に事務局として新たに大臣官房に事業仕分け室を設置している。

また、省内事業仕分けは、厚生労働省が自ら事務・事業を積極的に見直す独自の取組みであり、実施に当たっては「厚生労働省が自ら改革を実施するために行う」、「今年限りのものではなく、恒常的な事業として位置づける」、「公開かつ外部の視点を入れて、議論を行う」等の「8原則」を明示して実施している。

このため、平成22年の春（15回）と秋（9回）にわたり、所管する事務・事業や独立行政法人、公益法人等の事業などの在り方について、民間有識者による全面公開での省内事業仕分けを実施した。

そして、平成23年度総合評価書において、「今後も、改革の進捗状況のフォローアップ等に継続的に取り組む予定」としている。

（2）平成22年に実施した省内事業仕分けによる改革の進捗状況の監視・検証

平成23年の秋（2回）に、平成22年度に実施した省内事業仕分けによる改革効果をより一層高めるため、外部有識者からなる「厚生労働省省内事業仕分け監視・検証チーム」を設け

て、改革の進捗状況の監視・検証作業を実施した。

(3) 「提言型政策仕分け」の実施

平成24年の春（6回）に、複数の部局にまたがる分野等について、現行の諸政策の効果を組織横断的に検証・評価するとともに、今後の政策の在り方を提言することを目的とした「提言型政策仕分け」を実施した。

(厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会)

(1) これまでの取組

行政刷新会議や省内事業仕分け等を踏まえ、厚生労働省所管の独立行政法人、特別民間法人、公益法人の業務内容や実施体制について組織横断的に再点検するため、平成22年9月に民間有識者からなる「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」を設置し、計10回にわたり議論を行った後、同年12月に報告書を取りまとめた。

このため、この報告書における「改革への提言」を踏まえて、各分野の整理合理化の実施に取り組んできた。

そして、平成23年度総合評価書において、「今後も、改革の進捗状況のフォローアップ等に継続的に取り組む予定」としている。

(2) 報告書のフォローアップ

平成23年6月・平成24年7月に、平成22年12月の報告書における「改革への提言」の対応状況について、フォローアップを実施した。

3. 評価結果等

(省内事業仕分け)

(1) 平成22年に実施した省内事業仕分けによる改革の進捗状況の監視・検証

平成22年度に実施した省内事業仕分けの対象となった全ての法人・事務事業（40法人、16事務事業）を対象とし、改革案の進捗状況を提出させた上で、特にメンバーの関心の高いもの（10法人、3事務事業）について、ヒアリングを実施した。

このヒアリング等を通じて、改革案の進捗状況、具体的には、平成23年度までの対応状況と対応できない理由、平成24年度における対応予定等を確認することができた。また、メンバーの指摘を受けて、今後も改革を進めていくという回答を得ることができた。

ただし、「平成24年度において対応予定」とされている改革もあることから、引き続き、監視・検証を行っていく必要がある。

なお、対応状況等は、厚生労働省HPで公表している。

(2) 提言型政策仕分けの実施

5つのテーマを選定した上で、各テーマについて、厚生労働省担当者と事業仕分け室からそれぞれ現状と論点を説明し、仕分け人に議論いただき、最後に提言を頂いた。

(テーマ)

- ・ リーマンショック後の雇用対策

- ・ 長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた患者に対する保健医療分野の支援と就労支援の連携
- ・ 様々な主体が行っている国民の健康づくりに資する取組みの一体的・効率的推進
- ・ 医療と介護の連携
- ・ 製造段階から患者使用段階までの総合的な後発医薬品使用促進策の実施

この提言型政策仕分けを通じて、厚生労働省の複数部局にまたがる分野等について、現行の諸政策の効果を検証・評価するとともに、組織横断的な政策の形成に活用できるような提言を頂くことができ、平成25年度概算要求において具体的な事業内容の見直し等に反映させることができた。

なお、提言については、厚生労働省HPで公表している。

(厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会)

報告書のフォローアップでは、対応結果と内容をまとめたが、これを通じて、ほぼ全ての改革について措置済であることを確認できた。

ただし、ごく一部の改革については対応中であったことから、引き続き、フォローアップを行っていく必要がある。

なお、フォローアップの結果等は、厚生労働省HPで公表している。

4. 今後の課題と取組の方向性

今後も、仕分けの結果・提言を踏まえた改革の進捗状況のフォローアップ等に継続的に取り組む予定。

5. 参考

- 厚生労働省の省内事業仕分けについて
http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/
- 独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008k6i.html>

平成24年度 総合評価書

「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について

平成24年9月

大臣官房人事課(小川 誠課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標：職員の育成と職場環境の改善を図ること

施策目標：次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとらわれない適材適所の人事を推進すること（施策目標XⅢ－2－1）

2. 現状分析

平成19年に成立した改正国家公務員法に基づき、能力・実績主義の人事管理のための人事評価制度が平成21年10月から実施されている。

厚生労働省においては、新しい人事システムの一環である人事評価制度の円滑かつ適切な運用に努めるとともに、人事評価制度の運用状況等について外部有識者を中心に検証するため、平成21年度から平成22年度にかけて「厚生労働省人事評価検討プロジェクトチーム」を設置し、約1年間にわたり、人事評価制度の運用や人材育成の在り方等について議論を行った。

これらの議論において、人事評価制度の運用上の課題や人材育成の在り方について課題が明らかになるとともに、その改善に向けた提言を受けて、以下の取組を平成22年度から行っている。

【組織目標の策定】

1. 個々の職員が業績評価の目標設定を行う際に、その前提となる組織目標を省、局、課室の単位で新たに策定した。省の組織目標は、厚生労働省の使命とその使命を踏まえた具体的な施策目標とともに、組織力強化の取組として人材育成等が目標とされた。人材育成等の具体的な目標としては、次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとらわれない適材適所の人事を行うことができるよう取組を進めることや省に不足する7つの能力（実態把握、コスト意識・ムダ排除、コミュニケ

ーション、情報公開、制度・業務改善、政策マーケティング・検証、新政策立案)の向上を図ることとされている。

また、各局各課の組織目標は、省の組織目標を踏まえ、局や課室における重要課題について基本的な方向性と目標を設定することとしており、かつ、それぞれの業務の性質に留意しつつ、可能なかぎり数値目標を盛り込むこととしている。さらに、人材育成及び7つの能力向上のための取組についても記載している。

これらの組織目標については、策定のプロセスを含めて、組織内において共有化を図ることが重要であり、平成22年4月、平成22年9月に通知を発出し、職員個人の目標を設定する際は、組織目標と整合性のある目標を設定するよう周知するとともに、省及び局の組織目標を各局へ配布し、共有を図った。こうした組織目標の共有化を通じて、組織の活性化、組織のパフォーマンス向上を図ることができるよう職員の意識改革を進めてきた。

【個人の業績評価の目標設定】

2. 職員に対して、業績評価の目標設定に当たっての考え方及び留意事項について通知を発出し（平成22年4月、同年9月）、周知を行った。その主な内容は、組織目標と整合性のある目標を設定すること、できる限り数値目標を設定すること、組織目標達成のために「7つの能力」の向上に留意した目標を設定すること等からなるものである。

また、平成23年9月に総務省より「コスト意識を持った効率的な業務運営に向けてとられた行動等に係る人事評価について(依頼)」という通知が発出されたことに伴い、同通知を職員に周知した。

組織としてより高いパフォーマンスが発揮されることを目的として、個々の職員が、組織として達成すべき目標を踏まえて、個々の果たすべき役割を認識した上で目標を設定することとした。

【人事評価の面談時の留意事項】

3. 面談を行い、目標の内容や業務遂行状況等について、評価者と被評価者がよく話し合うことにより、認識の共有化が図られることや、評価者が人材育成の観点から面談を有効的に活用することにより、職員のモチベーション向上や組織パフォーマンスの向上に寄与することを視野に入れて、人事評価の運用改善の方策として、人事評価制度における評価者と被評価者の面談の機会を重視し、面談に当たって評価者に意識して欲しいポイントをまとめ、職員に周知（平成22年9月）するとともに、評価者が人事評価の面談時の参考とするよう面談時のポイントをまとめた「人事評価における面談の手引き」を作成し、配布した（平成23年10月）。

【評価者研修の実施】

4. 適切に人事評価を実施するためには、評価者の評価能力の向上を図ることも必要であることから、総務省において行われている評価者講座を職員に受講させるとともに、厚生労働省独自でも評価者研修を実施した（平成24年1月）。

人事評価制度が円滑かつ適切に運用されることを目的として、評価能力の底上げを図るために、より多くの評価者に研修を受講させた。

3. 評価結果等

これまでの取組により、省及び各部局課の組織目標は一定程度浸透させることができた。さらに人事評価の目標を設定する際に面談を行い、組織目標に留意した目標を設定させるなど現在の取組を継続的に行い、職員すべてに浸透させていくことが必要である。

本府省課長相当職を対象とした平成23年度の総務省主催の評価者講座には、42名が受講した。また、厚生労働省で平成23年度行った評価者講座には、116名が受講した。厚生労働省で行った評価者講座の受講者からは、「困難度・重要度について、勘違いしていた点が分かって良かった。」「困難度・重要度を付与していた場合の個別評語・全体評語の付与の方法がよかった」等のコメントが寄せられた。また、講座全体の有益度を見ると、「大いに有益」と「有益」を合わせ、88.3%の参加者（アンケート回答者）が有益であったと回答しており、受講者に対し、大きな効果があったといえる。評価者に人事評価の付け方や面談に当たってのポイントについて理解させるために、総務省主催の評価者講座や厚生労働省で行う評価者講座を受講させるなどの取組が今後も引き続き必要である。

4. 今後の課題と取組の方向性

今後は、これらの取組を定着させることが課題であり、こうした取組により、職員の資質を高め、組織の活性化や組織パフォーマンスの向上につながることを期待される。

そのため、人事評価制度が円滑かつ適切に実施されるよう、総務省、厚生労働省で行われている研修を継続して実施するとともに、人事評価に関する説明を職員に対して実施する他、引き続き、組織目標に留意した目標を設定しているか、面談時に面談の手引きが有効に使われているか等、制度の運用状況の把握に努め、必要な改善を行っていくとともに、次代の厚生労働行政を担う人物像に照らして、前例にとらわれない適材適所の人事を推進していくこととしている。

5. 参考

○ 厚生労働省の省及び局の組織目標

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/soshikimokuhyou/>

平成24年度 総合評価書

「職員の育成」について

平成24年9月
大臣官房人事課(小川 誠課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標：職員の育成と職場環境の改善を図ること

施策目標：省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること（施策目標XⅢ－2－2）

2. 現状分析

人材育成の観点から、従来実施していた職員研修を平成23年度に大幅に見直し、「厚生労働省職員研修基本計画」を策定、厚生労働省職員として望まれる人物像と強化を図る能力を明確化するとともに、研修機会の拡大を進めた。

平成23年度は、①階層別研修、②テーマ別研修を実施した。

階層別研修は職員研修の最も基本となる研修であり、各役職で求められる能力の向上を目指して、テーマ別研修は、マナー研修、現場派遣研修、有識者による講演など、職務の遂行に必要な専門的知識や社会的識見を高めることを目的に実施したところである。また、各部局においても、所管する制度や施策、現場の状況を十分に理解する必要があることから、部局研修の充実に向けて段階的に取り組むこととし、平成23年度から新規配属職員を対象とした研修等の拡充を図っている。

3. 評価結果等

平成22年度までの職員研修は、各部局からの推薦により受講者を集めて実施していたこともあり、そもそも本来受講が必要な職員が必ず研修を受講できている状況ではなかったが、平成23年度からは研修機会を拡大することにより、研修後のアンケートにおいても「受講しやすくなった」などの意見が多く見られたところである。なお、アンケート結果によれば、研修メニューに関する周知が不足しており、職員が自分に必要な研修としてどのようなものがあるかわからず、研修を受講できていないという声もあったことから、研修メニュー等の周知に問題があったと考えている。

4. 今後の課題と取組の方向性

今後は、研修機会のさらなる拡大を進めるとともに、これまでの取組をさらに定着させ、職員の能力向上につながるよう研修内容を充実させることに加え、定期的に研修内容を直接全職員に周知するなど研修を受講しやすい環境づくりに努め、着実に実施していくこととしている。

平成24年度 総合評価書

「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、
職場環境の改善等を進めること」について

平成24年9月

大臣官房人事課(小川 誠課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標：職員の育成と職場環境の改善を図ること

施策目標：職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること（施策目標XⅢ－2－3）

2. 現状分析

(1) ワークライフバランスの推進

「職場の子育て応援プログラム」（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく「厚生労働省特定事業主行動計画」）（計画期間：平成22年度から平成26年度まで）を策定し、目標達成に向けて、取り組んでいるところである。

「職場の子育て応援プログラム」の数値目標、平成22・23年度の実績は、表の通りである。

「職場の子育て応援プログラム」数値目標 (平成22年度～平成26年度)	平成23年度実績 (速報値)	平成22年度実績
父親となる本人の7日以上の休暇取得率 90%以上 (出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から産後8週間までに)	60.0%	54.0%
男性職員の育児休業取得率 10%以上	10.4%	8.4%
職員一人当たりの年次休暇取得日数 16日	14.0日	13.2日

また、毎月19日に、子育てメールマガジンを配信し、男性職員の育児休業、年次休暇の取得を呼びかけている。

さらに、休暇取得を促進するため、「休暇作戦2PER1（ツ・パ・ー・ワ・ン）」に加え、「指定休暇（1年間のうち希望する年次休暇の取得予定日を事前に6日指定するもの。）」及び「節目休暇（5年ごとに1週間以上の休暇、休日を取得するもの。）」を定めて計画的な取得に取り組んでいる。

超過勤務の縮減については、「育児（19時）に帰ろうマイホーム」を合い言葉とし、メールや省内放送により、早期退庁を促すとともに、月2回の「課室内消灯日」や一斉消灯（月、火、木曜日は午後10時、水、金曜日は午後8時及び午後10時）の取組を行っている。

（2）職場のいじめ・嫌がらせの防止に向けた取組

平成22年1月に人事院から発出された「『パワーハラスメントを起こさないために注意すべき言動例について（通知）』」や、平成24年1月の当省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ報告」を踏まえ、職場のいじめ・嫌がらせの防止へ向けた取組として、平成24年3月より、本省内部部局、地方支分部局及び施設等機関ごとにパワーハラスメント相談員を設置した。

3. 評価結果等

「職場の子育て応援プログラム」の数値目標は、平成23年度は男性職員の育児休業取得率の数値目標が達成でき、また、他の数値目標については、業務量が多く休暇取得しにくいなどの要因により、達成ができていないと考えられるが、実績は前年度より向上している。

また、子育てメールマガジンの配信、休暇取得の促進・超過勤務の縮減の取組により、職員の意識啓発を行うことができた。

職場のいじめ・嫌がらせについては、具体的な取組を始めたばかりであり、まだ明らかな効果が出ている状況ではないが、取組内容を全職員にアピールすることで、各職員が問題意識を持つきっかけとすることができた。

4. 今後の課題と取組の方向性

引き続き、「職場の子育て応援プログラム」の数値目標達成に向けて、子育てメールマガジンによる休暇等の取得勧奨、「休暇作戦2PER1」、「指定休暇」及び「節目休暇」による休暇取得の促進の取組、「メールや省内放送による周知」、「課室内消灯日」及び「一斉消灯」による超過勤務の縮減の取組を継続するとともに、職場のいじめ・嫌がらせの防止へ向けた職員への意識啓発をさらに推進することにより、さらなる職場環境等の改善を進めていく。

5. 参考

- 職場の子育て応援プログラム（厚生労働省特定事業主行動計画）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/04/tp0414-8.html>
- 「パワーハラスメントを起こさないために注意すべき言動例について」
<http://www.jinji.go.jp/sekuhara/gendourei.pdf>（人事院ホームページ）
- 「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ報告」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021hkd.html>

※ 今後、次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づき、「職場の子育て応援プログラム」の平成23年度の実施状況をホームページで公表する。

平成24年度 総合評価書

「業務改善・効率化の取組の推進」について

平成24年9月

大臣官房総務課（宮川晃課長）

大臣官房人事課（小川誠課長）

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標：職員の育成と職場環境の改善を図ること

施策目標：政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること（施策目標XⅢ－2－4）

2. 現状分析

平成23年度の厚生労働省の組織目標において、「政策の企画・立案により時間を割くことができるような体制を確立するために、これまで行ってきた業務の改善・効率化に係る取組を更に進める」ことを掲げた。

これを踏まえ、平成22年9月に設置した「厚生労働省業務改善推進プロジェクトチーム」（以下「PT」という。）及び「業務改善具体化チーム」（以下「具体化チーム」という。）（※）において、引き続き厚生労働省全体で業務改善に向けた取組みを総合的に推進している。

※ 具体化チームは、業務改善に向けた取組を具体的に検討・実施するために、PTの下に設置しているチームで、公募した若手職員などを構成員とするもの。

この具体化チームで、平成24年2月に「今後の業務改善の方針について」（以下「方針」という。）を取りまとめ、職員に周知した。

また、方針を受けて、同年5月に「コピー用紙等の消耗品費の削減について」を策定し、職員に周知した。

3. 評価結果等

厚生労働省では、これまでも業務改善に積極的に取り組んできたが、引き続き厚生労働省全体で業務改善に向けた取組みを総合的に推進したことにより、更なる取組として、「仕事のやり方」（※1）

とコストの削減（※2）を内容とする方針を取りまとめることができた。

※1：対応方針の明確化、国会業務等の効率化、随行の絞り込み、打合せ時間の短縮、資料セットの簡素化、窓口業務のやり方の見直しなど

※2：コスト意識の喚起、カラーコピーの原則廃止、両面印刷・2アップ印刷の徹底など

また、方針に基づき、「コピー用紙等の消耗品費の削減について」を策定し、より具体的な取組に繋げることができた。

ただし、方針を実効あるものとするためには、これ以外にも不断の取組を行っていく必要がある。

加えて、まだ業務改善の余地があると考えられることから、方針に定めのない取組にも、積極的に取り組んでいく必要がある。

4. 今後の課題と取組の方向性

平成24年度の厚生労働省の組織目標において、「政策の企画・立案により時間を割くことができるような体制を確立するために、これまで行ってきた業務の改善・効率化に係る取組を更に進める」ことを引き続き掲げた。

また、平成24年8月にアンケートを実施し、業務改善の提案を全職員から募集している。

今後、PT及び具体化チームにおいて、この業務改善アンケート結果も踏まえて、検討を進め、厚生労働省全体で業務改善に向けた取組を総合的に推進する。

5. 参考

○ 平成23年度及び平成24年度の組織目標について

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/soshikimokuhyou/>